

大雨被害に対する被災者支援制度 (令和8年2月19日時点)

※ 本内容は、令和7年8月10日からの大雨被害にかかる被災者支援制度を令和8年2月19日時点でとりまとめたものです。

目次

1. かり災証明書の発行	5
1-1 かり災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む	5
1-2 被災届出証明書（住家以外の被害について）	5
1-3 かり災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）	6
1-4 かり災証明書の発行（農水産業関係）	7
2. 経済的な支援	8
2-1 災害弔慰金の支給	8
2-2 災害義援金の支給	9
2-3 災害障害見舞金の支給	10
2-4 災害見舞金の支給	11
2-5 災害援護資金の貸付	12
2-6 被災者生活再建支援金の支給	15
3. 住まいの確保・再建のための支援	19
3-1 災害ボランティアの派遣	19
3-3 被災した住宅の応急修理	20
3-5 ひとり親家庭への貸付（住宅）	23
3-6 熊本市自宅再建利子助成事業	24
3-7 熊本市リバースモーゲージ利子助成事業	27
3-8 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与	29
3-9 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	32
3-10 開発許可申請等に係る手数料免除	33
3-11 家屋が損壊された方への市営住宅の提供	34
3-12 公営住宅入居助成	36
3-13 民間賃貸住宅入居支援助成制度	38
3-14 転居費用助成事業	39
3-15 止水板等設置補助金	41
3-16 災害復興住宅融資について（住宅金融支援機構）	42
4. 生活面への支援	44
4-1 被服、寝具その他生活必需品の支給	44
4-4 畳替費用の助成（住民税非課税世帯対象）	46
4-5 災害ごみについて	48
4-8 消費生活相談	49
4-9 障がい者の福祉用具の再給付	49

4-10	こころの健康相談	50
4-11	食品に関する衛生相談	51
4-12	外国人の方向けの相談窓口	52
4-13	無料法律相談（弁護士）	53
4-14	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ	53

5. 各種減免・支払いの猶予等 55

5-1	市税の減免	55
5-2	市税の納税の猶予	58
5-3	軽自動車等浸水被害特例給付金の支給	58
5-4	各種証明書の交付手数料の免除	60
5-5	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	62
5-6	パスポートの発給手数料等の減免	63
5-7	水道料金・下水道使用料の減免	64
5-8	水道料金・下水道使用料の減免（公営住宅等入居者向け料金免除）	65
5-9	農業集落排水処理施設使用料の減免等	66
5-10	国民健康保険料の減免	67
5-11	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免等について	68
5-12	後期高齢者医療保険料の減免	70
5-13	後期高齢者医療一部負担金の減免	72
5-14	国民年金保険料の免除	73
5-15	定期予防接種の機会の確保	75
5-16	介護保険料の減免	76
5-17	介護保険サービス利用料の減免	78
5-18	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	79
5-19	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	80
5-20	児童扶養手当の災害特例措置	82
5-21	特別児童扶養手当などの災害特例措置	83
5-22	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	84
5-23	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免	85
5-24	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	86
5-25	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額の減額	87
5-26	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	88
5-27	未就学児を対象とした受け入れ	89
5-28	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	91
5-29	電気料金等の特別措置について（九州電力）	92

5-30	放送受信料の免除について（NHK）	93
6.	事業者に関すること	94
6-1	被災事業者復旧支援補助金の交付	94
6-2	令和7年8月大雨対応融資利子補給事業	95
6-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免	96
6-5	農業被害に関する相談	97
6-8	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	98
6-9	中小企業者向け特別相談窓口	99
6-10	社会保険労務士による労働相談	99
	住家の被害程度・支援制度 対応表	101

1. り災証明書の発行

1-1 り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害に伴うり災証明書（住家）の申請受付及び発行を行います。

※り災証明書の新規申請受付は、令和7年（2025年）11月30日（日）をもって終了しました。また、二次調査の申請受付も令和8年（2026年）1月30日（金）をもって終了しました。

1-2 被災届出証明書（住家以外の被害について）

健康福祉政策課 096-328-2340

り災証明書の対象とならない建物や家財などについて、被災の届出がなされたことを証明する被災届出証明書を交付しています。

※被災届出証明書の新規申請受付は、令和7年（2025年）11月28日（金）をもって終了しました。やむを得ない事情で期限までに申請が出来なかった方については、その理由について申出書を提出することで申請が可能です。

■申請方法

（1）窓口申請の場合

申請書に必要事項をご記入のうえ、お近くの各区役所福祉課または各総合出張所にご提出ください。

受付時間：午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

（2）郵送の場合

熊本市ホームページから申請書をダウンロードし、申請書と返信用封筒（110円切手貼付、住所宛名記載）を郵送ください。

※郵送の場合、送付先は各区福祉課となります。

1-3 り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴うり災証明書の発行手続きを行います。

対象となる方

店舗、事務所、工場等の事業所及び事業用設備等に被害を受けられた建物等の所有者、又はテナントとして入居し事業を営む方

※対象となる建物には貸家、店舗兼住宅も含む。

※建物だけでなく、事業用設備についても対象としています。

※農林水産業関係を除く。

お手続き

■申請受付窓口

商業金融課

■受付時間

平日 8時30分～17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 被害状況がわかる写真
- (2) 被害を受けた建物の所在地がわかる地図
- (3) 本人確認ができるもの(窓口に来られる方)

※代理人が申請する場合は、別途当課所定の委任状が必要です。

※写真は、添付書類として提出していただきますので現像もしくは印刷したものをお持ちください。(A4用紙に何枚か印刷した形式でも可)

※被害の程度判定が必要な場合は、現地調査を実施後に発行しますので、発行までに時間を要する場合があります。

※被害の程度が少なく判定調査が不要な場合は、申請書類をもとに一部損壊のり災証明書を即日発行します。

■お問合せ先

商業金融課 096-328-2424

1-4 り災証明書の発行（農水産業関係）

農業支援課 096-328-2384

豪雨災害に伴うり災証明書の申請受付及び発行を行います。

対象となる方

- ・農業を営まれている方
農作物を生産している耕作面積が3,000平方メートル以上を有すること、又は被災前年1年間における農畜産物販売金額が50万円以上の実績を有すること。
- ・水産業を営まれている方
- ・その他 市長が特に必要と認めるもの。

対象となる物

農水産業の施設（ハウス・建物等）・機械、農水産物、農地等
※施設・機械等は、農水産業用途の利用実態を有すること。
※被害対象は申請者本人の名義であること。

お手続き

■申請受付窓口

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課 東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課 河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室	0964-28-3115
水産振興センター	096-311-4010

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明願
- (2) 被害状況が分かる写真（全景写真と近景写真をご用意ください。）
- (3) 被災場所が分かる地図
- (4) 営農等の実態が確認できるもの（営農計画書、確定申告書など）
- (5) 委任状（本人もしくは同一世帯以外の方が申請する場合）

■お問合せ先

農業支援課 096-328-2384

2. 経済的な支援

2-1 災害弔慰金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨により死亡された方（審査委員会において、災害関連死と認められた方を含む）のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。

対象となる方

令和7年8月豪雨により死亡された方のご遺族（災害弔慰金）

亡くなった方が生計維持者の場合 500万円

生計維持者以外 250万円

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・死亡診断書（検案書）の写し
- ・申請される方の本人確認ができるもの（運転免許証等）の写し
- ・申請される方名義の通帳の写し
- ・申請される方が市外にお住まいの場合、遺族であることを証明する書類（戸籍謄本等）の写し
- ・印鑑（認印可）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

2-2 災害義援金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨の被災者に対して、全国並びに海外の皆様から寄せられた義援金を、熊本市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。

対象となる方

- (1) 令和7年8月豪雨により亡くなった方のご遺族、行方不明者のご家族（災害弔慰金受給者）
- (2) 令和7年8月豪雨により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

■配分金額

対象被害		配分金額
人的被害（一人当たり）	死亡者	300,000円
	行方不明者	300,000円
	重傷者	30,000円
住家被害（一世帯当たり）	全壊	300,000円
	大規模半壊	225,000円
	中規模半壊	150,000円
	半壊	90,000円
	準半壊	30,000円
	一部損壊	11,100円

※人的被害と住家被害は重複して受け取ることができます。

お手続き

災害弔慰金及び災害見舞金の支給を受けた方、住家に一定以上の被害を受けた方に個別にご案内いたします。

※令和7年8月豪雨により亡くなった方のご遺族、行方不明者のご家族で、「[2-1 災害弔慰金の支給](#)」の申請をお済でない場合は、事前に災害弔慰金の申請をお願いします。「[2-1 災害弔慰金の支給](#)」で原因を認定後、義援金を支給します。

※令和7年8月豪雨により1ヶ月以上の重傷を負った方又は住家に一定以上の被害を受けた方のうち床上浸水の方は「[2-4 災害見舞金の支給](#)」を併給できます。

■申請書提出先

- ①窓 口：健康福祉政策課
- ②郵送先：〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1-1
熊本市健康福祉政策課 災害復興班 宛

■窓口受付時間

午前 9 時～午後 4 時 月～金（祝日を除く）

■お問い合わせ先

健康福祉政策課 096-328-2340

2-3 災害障害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和 7 年 8 月豪雨により重度の障害を負った方（審査委員会において、災害により重度の障がいを受けたと認められた方を含む）に、災害障害見舞金を支給します。

対象となる方

令和 7 年 8 月豪雨により心身に以下の内容の障がいを受けた方

- ① 両眼が失明した場合
- ② 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を完全に失った場合
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいがあり、常に介護が必要な場合
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいがあり、常に介護が必要な場合
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った場合
- ⑥ 両上肢の用を完全に失った場合
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った場合
- ⑧ 両下肢の用を完全に失った場合
- ⑨ 精神または身体の障がい重複し、その程度が上記①～⑧と同程度以上と認められる場合

上記の障がいを受けた方が

生計維持者	250 万円
生計維持者以外	125 万円

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

2-4 災害見舞金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方に、災害見舞金を支給します。

対象となる方

豪雨災害により重傷を負った方及び住家に一定以上の被害を受けた方

災害により1ヶ月以上の重傷を負った方	: 3万円
住家の全壊又は流出した世帯	: 5万円
住家の大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊世帯	: 3万円
上記に該当しない住家の床上浸水	: 1万円

※被害を受けた当時、熊本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳に登録されていた方が対象となります。

※「重傷を負った方」は、豪雨災害による直接的なけがをされた方が対象となります。

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなった場合は支給されません。

※死亡又は負傷した場合に、条例により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を受けることができる場合は、対象外となりますのでご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

<重傷の場合>※申請者は重傷者本人または世帯主となります。

- ・医師の診断書（療養期間記載のものに限る。写し可）
- ・申立書（診断書にて、今回の豪雨災害による直接的な負傷か分からない場合）
- ・申請者名義の通帳の写し

<住家の全壊等の場合>※申請者は世帯主となります。

- ・り災証明書（写し可）
- ・申請者名義の通帳の写し

※ その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

2-5 災害援護資金の貸付

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により世帯主に負傷又は住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。

※本制度の申請受付は、令和8年1月30日（金）をもって終了いたしました。

対象となる方

被災日時点で熊本市に居住かつ住民登録があり、以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主

- 世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った
- 住居の半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）又は全壊
- 住居の全体が滅失・流失した
- 家財の価額のおおむね1/3以上に損害があった

※「住居の半壊又は全壊」は、自己所有の住宅（持ち家）の場合が対象となります。全壊の場合で住居の残存部分を取り壊さざるを得ない等の事情がある場合及び滅失又は流出の場合は、アパート等の賃貸住宅の場合でも対象となります。

■貸付限度額

	貸付区分	貸付限度額
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷があった	家財、住居に損害なし	150万円
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 250万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	270万円 ※2（350万円）
	住居が全壊	350万円
世帯主におおむね 1 か月以上の療養を要する負傷が <u>なかった</u>	家財、住居に損害なし	貸付対象外
	家財の価額のおおむね 1/3 以上の損害	※1 150万円
	住居が半壊（準半壊を除き、中規模半壊及び大規模半壊を含む）	170万円 ※2（250万円）
	住居が全壊（住居の全体が滅失又は流失した場合を除く）	250万円 ※2（350万円）
	住居の全体が滅失・流失した	350万円

※1 家財の損害の場合、貸付限度額と家財の損害額のうちいずれか低いほうの金額の範囲内の貸付となります。（損害状況を確認するため現地調査を行う場合があります。）また、家財の損害に自家用車の損害は含まれず、貸付金を自家用車の購入・修理のために充てることはできません。

※2 被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情があると認められる場合には（ ）内の金額が貸付限度額となります。

■貸付条件

利 率 連帯保証人を立てる場合：無利子
連帯保証人を立てない場合：年 1.5%（据置期間中は無利子）

償還期限 10年（据置期間を含む）

据置期間 3年

※据置期間 3 年経過後、7 年間での償還となります。（繰上償還は据置期間でも可能）

■所得制限

世帯の市民税における令和 7 年度分（令和 6 年分）総所得の合計が以下の金額未満

・ 1 人：220 万円 ・ 2 人：430 万円

- ・ 3 人：620 万円
 - ・ 4 人：730 万円
 - ・ 5 人以上：1 人増すごとに 730 万円に 30 万円を加えた額。
- ※住居が滅失した場合は世帯人数に関わらず 1,270 万円

お手続き

○借入申込

申込受付は事前予約制です。まずは専用ダイヤル（096-328-2972）へお電話いただき、制度内容等をご確認のうえ、受付日時をご予約ください。受付場所は各区福祉課となります。指定の日時に必要書類をご持参のうえ申込を行ってください。受付は土日祝日を除く午前 9 時から午後 4 時までとなります。

※書類に不備等がある場合は書類の訂正や追加提出をお願いする場合があります。また、必要書類がすべて揃った時点での受理となります。

○審査・通知

受理後、必要に応じて被害状況の調査等を行ったうえで、おおむね 1 か月で審査結果をお知らせします。貸付が決定した場合は、決定通知書とともにお送りする借用書、請求委任及び口座振替支払依頼書、誓約書に必要事項を記入のうえ、借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書、貸付金振込先の通帳の写しを添えて健康福祉政策課へご提出ください。

※審査の結果によっては、希望額どおりの貸付金額とならない場合があります。

○貸付金の振込

決定通知書とともにお送りする借用書等をご返送いただいた後、おおむね 3 週間後に指定の口座へ貸付金をお振込みいたします。

■必要なもの

《全ての申込に共通するもの》

- ・ 災害援護資金借入申込書
- ・ 令和 7 年度分（令和 6 年分）市県民税「所得・課税」証明書（世帯全員分）
- ・ 住民票の写し（世帯全員分、本籍・続柄記載）
- ・ 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- ・ 申込者の本人確認書類の写し（世帯主のマイナンバーカード、運転免許証等）
- ・ 窓口に来られた方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の原本の提示

《必要に応じて提出するもの》

○保証人を立てる場合

- ・ 令和 7 年度分（令和 6 年分）市県民税「所得・課税」証明書（保証人分）
- ・ 住民票の写し（保証人分）

- ・暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（保証人分）
- ・保証人の本人確認書類の写し（マイナンバーカード、運転免許証等）

○負傷の場合

- ・世帯主の診断書（療養期間が記載されたもの）

○住居の損害の場合

- ・り災証明書（半壊以上の判定であるもの 写し可）

○家財の損害の場合

- ・家財の被害状況がわかる写真等

※その他、必要に応じて追加の書類提出をお願いする場合があります。詳しくは専用ダイヤル（096-328-2972）までご連絡ください。

■申込期限

令和8年1月30日（金）まで（受付終了）

■申込受付窓口

各区役所福祉課 ※事前予約制のためまずは専用ダイヤルへご連絡ください。

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

TEL：096-328-2972（予約・相談専用ダイヤル）

096-328-2340（健康福祉政策課）

※予約・相談は月～金曜日（祝日除く）の午前9時～午後4時まで

2-6 被災者生活再建支援金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、生活再建のための支援金を支給します。

※ 本制度は熊本県および被災者生活再建支援法人〔（公財）都道府県センター〕の制度であり、申請の受付を熊本市で実施するものです。

対象となる方

被災時に熊本市にお住まいの方で、以下のいずれかの被害を受けた世帯

- (1) 居住する住宅が「全壊」のり災証明書を受けた世帯
- (2) 居住する住宅が「大規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
- (3) 居住する住宅が「中規模半壊」のり災証明書を受けた世帯
- (4) 居住する住宅が「半壊」・「中規模半壊」・「大規模半壊」のいずれかの被害を受け、当該住宅の補修費等が著しく高額となることなどのやむを得ない事由により、解体をした世帯（全壊扱い）
- (5) 居住する住宅の敷地被害が認められ、その住宅を倒壊の恐れなどやむを得ない事由で解体をした世帯（全壊扱い）

支給額

支援金には基礎支援金と加算支援金の2種類があり、それぞれの区分に応じて支給額が異なります。

- ① 基礎支援金：住宅の被害程度に応じて支給する支援金
- ② 加算支援金：住宅の再建方法に応じて支給する支援金

○複数世帯（被災時世帯の人数が2人以上）の場合

区分	①基礎支援金	②加算支援金		①+②合計額
全壊世帯 解体世帯 (1)(4)(5)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借	50万円	150万円
大規模半壊世帯 (2)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借	50万円	100万円
中規模半壊世帯 (3)	なし	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借	25万円	25万円

○単数世帯（被災時世帯の人数が1人）の場合

区分	①基礎支援金	②加算支援金		①+②合計額
全壊世帯 解体世帯 (1)(4)(5)	75万円	建設・購入	150万円	225万円
		補修	75万円	150万円
		賃借	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯 (2)	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
		補修	75万円	112.5万円
		賃借	37.5万円	75万円

中規模半壊世帯 (3)	なし	建設・購入	75万円	75万円
		補修	37.5万円	37.5万円
		賃借	18.75万円	18.75万円

※加算支援金の「賃借」は、公営住宅、仮設住宅（賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）含む）などは支給対象外です。

お手続き

■手続きの流れ

- ①受付の事前予約をする（健康福祉政策課：096-328-2340）
↓
- ②申請書に必要書類を添えて、受付窓口に提出
↓
- ③熊本市で書類確認後、熊本県へ送付
↓
- ④熊本県から、（公財）都道府県センターへ書類送付
↓
- ⑤（公財）都道府県センターにおける最終審査で、支給要件に合致した場合は同法人から支給通知書が送付され、支援金が振り込まれる

■必要なもの

《全ての申込に共通するもの》

- ・申請書
- ・り災証明書（コピー可）
- ・住民票の写し
※被災時点の住所、世帯構成、世帯主、続柄等が分かる世帯全員分の住民票
※申請書に、被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載すれば被災時世帯主、世帯員および同居する同一生計者の方の住民票は不要
- ・預金通帳の写し
※申請書に、被災時世帯主の個人番号（マイナンバー）を記載し、かつ公金受取口座を利用する場合は不要

《必要に応じて提出するもの》

- 解体世帯の場合 ※上記（4）及び（5）が該当
 - ・市町村が発行する解体証明書または法務局が発行する滅失登記簿謄本
- 加算支援金の場合
 - ・契約書等の写し（工事請負契約書、不動産売買契約書など）
※「補修」区分で契約しない場合は、「見積書＋領収書」など

○被災当時に居住していた住所が住民票情報と異なる場合

- ・ 公共料金の写しや賃貸借契約書など

■ 申込期限

基礎支援金：令和8年9月9日（水）

加算支援金：令和10年9月11日（月）

■ 申込受付窓口

熊本市役所 10階 健康福祉政策課

申し込みは事前予約制です。まずは下記のお問い合わせ先にお電話ください。

■ 受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■ お問い合わせ先（受付の事前予約はこちら）

[健康福祉政策課] 096-328-2340

3. 住まいの確保・再建のための支援

3-1 災害ボランティアの派遣

地域政策課 096-328-2036

豪雨災害により被害を受けた家の中の片付けなどお手伝いをします。

※災害ボランティアセンターについては、熊本市社会福祉協議会（中央区新町）において、ボランティアの依頼受付、参加者の募集及び派遣を行います。

対象となる方

以下の条件のいずれにも該当する方を対象としています。

- ・熊本市内で災害により住居に被害を受けた方
- ・自力での片付けが困難な世帯（例：高齢者のみの世帯、障がい者のいる世帯 等）

支援内容

- ・家屋内外の片付け、清掃、家具等の搬出補助
- ・家屋や庭に流れ込んだ泥の撤去
- ・床上浸水家屋の消毒作業（自力での作業が困難な方に限ります）
※重機の使用や専門的な修繕作業には対応できません

申込方法

(1) 電話による申込（受付時間：午前9時～午後4時まで）
ボランティアセンター専用回線 096-288-2748

(2) 申込後の流れ

- ・申込後、ボランティアセンターの担当者より電話等で個別にヒアリングを実施します。
- ・支援の可否および実施日程等は、ヒアリング後に決定し、改めて連絡します。

お問合せ先

熊本市社会福祉協議会ボランティアセンター

電話：096-288-2748

受付時間：平日 9時00分～16時00分

メール：volunteer@kumamoto-city-csw.or.jp

3-3 被災した住宅の応急修理

住宅政策課 096-328-2449

豪雨災害により被災した住宅について、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理することで引き続き住めるようにすることを目的とした制度です。申込者が選定した修理業者に熊本市が応急修理を依頼します。

費用についても、限度額の範囲内で熊本市が修理業者へ支払います。

対象となる方

(1) 以下の全ての要件を満たす方（世帯）

① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊、及び準半壊等の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

※ ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、対象とします。

② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

※ 対象者（世帯）が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とします。

(2) 資力等の要件

「中規模半壊」、「半壊」若しくは「準半壊」の住家被害の場合は、自らの資力では応急修理をすることができない世帯。

※ 修理業者に代金を支払ってしまうと、この制度は利用できません。

※ 応急修理の期間中、条件により応急仮設住宅（賃貸型応急住宅：みなし仮設）等を利用できる場合があります。

※ 借家は一般的には借家の所有者・管理者が修理を行うこととなります。

ただし、事情により所有者・管理者が修理を行わず、居住者の資力では修理できないために、居住する場所を確保できない場合は、所有者・管理者の同意を得て応急修理制度を活用できる場合があります。

なお、この場合は所有者・管理者に資力がないことを証する資料等が必要になります。詳細は「■お問合せ先」記載の担当課までご相談ください。

費用の限度額

1世帯あたりの限度額は次のとおりです。

- (1) 全壊、大規模半壊、中規模半壊、又は半壊の被害を受けた世帯
739,000 円以内（消費税込み）
- (2) 準半壊の被害を受けた世帯
358,000 円以内（消費税込み）

※ 同じ住宅に2世帯以上同居している場合は、1世帯とみなします。

対象となる範囲

屋根等の基本部分、床や壁、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備など、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- (1) 今回の災害と直接関係ある修理のみが対象となります。
- (2) 家電製品は対象外です。
- (3) 内装に関するものについては一部対象とならないものもあります。
(例) 内装（畳、壁紙などの張替え）については原則として対象外ですが、床や壁の下地と一体で交換する場合は対象となります。
- (4) 詳しくは下記「お問合せ先」にご相談ください。

申込期限

令和8年（2026年）8月9日まで（応急修理の完了期限と同日）

ただし、次に記載する完了期限までに修理を完了（完了報告書や修理写真等の提出）させてください。

完了期限

お手続き後、令和8年（2026年）8月9日までに、完了報告書や修理写真等の提出を完了させてください。

お手続き

■申請受付窓口

住宅政策課（本庁舎9階）

◎（事前相談：要件への適合確認など）⇒（事前調整：修理業者の確認や例示など）

⇒申込書ほか書類を提出（不足書類は後日）⇒市から修理業者へ依頼⇒修理実施

※ 修理業者については、国土交通省協力の検索サイト等も紹介します

■必要なもの

- ・住宅の応急修理申込書 ※参考資料として、住宅の被害状況に関する申出書も添付
- ・り災証明書（住家）
- ・被害状況が分かる写真（修理前の写真）

- ・修理見積書（申込者が選定した修理業者から入手）
- ※ その他市長が必要と認めるもの（例）資力の申出書（中規模半壊以下の場合）

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2449

3-5 ひとり親家庭への貸付（住宅）

こども家庭福祉課 096-366-3030

現に居住し、かつ所有する住宅を補修し、保全し、改築し、又は建設し、購入し、増築するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に対して貸付を行います。

対象となる方

ひとり親家庭の母または父、寡婦の方

■貸付の要件

- 原則、連帯保証人が1名以上必要です。
※ただし、弁済する資力及び能力があることを条件として、連帯保証人なしでも申請が可能です。
- 当該建物が申請されるひとり親家庭の母または父、寡婦の名義で登記されていることが必要です。
- その他、資金の内容や対象者などに関する基準がありますので、詳しくはご相談ください。
※物置、車庫等の付属家は対象外です。
※必ず事前相談が必要となります。
※申請から実際の送金まで通常2ヶ月程度を要します。

■貸付限度額

150万円

■利子

保証人を立てる場合は、無利子。保証人を立てない場合は、年1%の利子がかかります。

お手続き

■申請窓口・受付時間

熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）

096-372-1228

熊本市中央区大江6丁目1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）

■お問合せ先

熊本市母子父子相談室 096-372-1228

こども家庭福祉課 096-366-3030

3-6 熊本市自宅再建利子助成事業

健康福祉政策課 096-328-2340
(各区役所福祉課)

令和7年8月豪雨の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等から融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨により被災し、次の(1)(2)(3)の要件をすべて満たし、かつ再建先(熊本県内)の住宅へ入居した場合に対象となります。

(1) 次のアからエのいずれかに該当する方

- ア 賃貸型応急住宅又は行政財産目的外使用の市営住宅の入居者で供与期間内に退去した方(※下記の①～③のいずれかに該当する方を除く)
 - ① 応急修理制度を併用している方
 - ② 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認め、賃貸型応急住宅等を使用した方
 - ③ 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯の認定が解除された方
- イ 全壊・大規模半壊・中規模半壊のり災証明書の交付を受けた方
- ウ 半壊のり災証明書の交付を受け、かつ被災住家を解体した方
- エ 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯と認定された方(すでに認定が解除された方を除く)

(2) 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、世帯収入要件を満たす世帯

※収入要件の詳細は次のページをご確認ください。

(3) 上記(1)(2)のいずれも満たす世帯の世帯員で、住宅を再建するために自ら又は自らの2親等以内の親族が金融機関等から融資を受けた方

※支給前(申請後の場合も含む)に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※「災害援護資金の貸付」に係る利子は助成対象となりません。

※リバースモーゲージ利子助成事業、民間賃貸住宅入居支援助成、公営住宅入居助成事業との併給はできません。申請は、り災証明書上の1世帯につき1度のみ可能です。本制度を申請した後に、他の再建方法(助成事業)に変更することはできませんのでご注意ください。

<収入要件について>

(1) 世帯収入（世帯員の合計）：給与収入のみの場合 550 万円以下（事業所得の場合 390 万円以下）

(2) 世帯の中に 23 歳未満の「子」を扶養する者がいる場合は下記のとおり収入要件が緩和されます。※（）内は事業所得の場合
扶養親族 1 人の場合：世帯収入 600 万円（事業所得 430 万円）以下
扶養親族 2 人の場合：世帯収入 650 万円（事業所得 470 万円）以下
扶養親族 3 人以上の場合：世帯収入 750 万円（事業所得 560 万円）以下

※個人事業者等（給与収入以外）は、所得で判断します。

※高齢者、障がい者についても、収入要件の緩和があります。

助成額

助成額：借入額×利率（※）×20 年により算定した利子額
（上限額：100 万円、千円未満切り捨て）

※借入時の“実際の融資利率”と“住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の利率（団体信用生命保険に加入しない場合の利率）”とを比較し、低い方の利率を基に算出します。

お手続き

■必要書類

【共通】

- ・熊本市が発行するり災証明書の写し
- ・住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- ・住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書（「個人用」の様式、入居する世帯員全員のもの）
※前年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入（所得）を証明する所得・課税証明書
- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書等）、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
- ・補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（原則、申請者名義のもの）
- ・請求委任及び口座振替支払依頼書
- ・入居者一覧表
- ・自宅再建利子助成事業完了実績報告書

【世帯の中に23歳未満の被扶養者がいる方】

- ・被扶養者一覧表

【り災証明書の判定が半壊で、やむを得ず住宅を解体された方】

- ・被災した住宅の解体を証明する書類の写し
(閉鎖事項証明書など)

【別居する扶養親族がいる方】

- ・戸籍全部事項証明(戸籍謄本)又は戸籍個人事項証明(戸籍抄本)
- ・住宅を再建し、その住居に入居した日の属する年の前年の収入(所得)を証明する(前年の収入(所得)を証明する所得・課税証明書が取得できない場合は、前々年の収入(所得)を証明する)別居する扶養親族の所得・課税証明書

【世帯の中に障がい者又は特別障がい者がいる方】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し(氏名、生年月日、障がいの程度が記載されている箇所)

【申請者と融資を受けた者が異なる場合】 ※振込先は融資を受けた方となります。

- ・申請者と融資を受けた者の続柄が分かる書類(戸籍全部事項証明等)
※住民票において関係が確認できる場合は住民票で可
- ・委任状

【(店舗兼住宅を建設・購入し融資を受けた場合)】

- ・再建先住宅の図面
※居住部分と店舗(事業)部分の面積が分かるもの

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜(祝日除く)

■申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日まで

※ただし、申請受付開始日(令和8年1月26日)より前にすでに住宅再建を完了された方については、令和8年7月16日(木)まで

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

3-7 熊本市リバースモーゲージ利子助成事業

健康福祉政策課 096-328-2340
(各区役所福祉課)

令和7年8月豪雨の被災者で、居住する住宅を熊本県内に新築、購入又は補修するため、金融機関等からリバースモーゲージ型の融資を受けた場合の借入額に係る利子の支払額の全部又は一部を助成します。

※リバースモーゲージ型融資：所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度。借入金は利用者の死亡後担保物件を売却して一括返済するか、相続人による現金一括返済となるため、月々の返済は利息のみ。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨により被災し、県内にて住まいを再建する方で、下記のいずれかの要件を満たす方

- (1) 賃貸型応急住宅又は行政財産目的外使用の市営住宅の入居者で供与期間内に退去した方（※下記のアからウのいずれかに該当する者を除く）
 - ア 応急修理制度を併用している方
 - イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認め、賃貸型応急住宅等を使用した方
 - ウ 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯の認定が解除された方
- (2) 全壊・大規模半壊・中規模半壊のり災証明書の交付を受けた方
- (3) 半壊のり災証明書の交付を受け、かつ被災住家を解体した方
- (4) 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯と認定された方（すでに認定が解除された方を除く）

※支給前（申請後の場合も含む）に世帯の全員が亡くなられた場合は支給されません。

※自宅再建利子助成事業、民間賃貸住宅入居支援助成、公営住宅入居初期経費助成との併給はできません。申請はり災証明書上の1世帯につき1度のみ可能です。

本制度を申請した後に、他の再建方法（助成事業）に変更することはできませんのでご注意ください。

助成額

助成額：借入額×利率（※）×20年により算定した利子額
（上限額：100万円、千円未満切り捨て）

※借入時の“実際の融資利率”と“住宅金融支援機構による災害復興住宅融資の利率（団体信用生命保険に加入しない場合の利率）”とを比較し、低い方の利率を基に算出します。

お手続き

■必要書類

【共通】

- ・熊本市が発行するり災証明書の写し
- ・住民票（再建した住宅に入居する世帯全員の続柄記載のもの）
- ・住宅債務に係る金銭消費貸借契約書（住宅ローン契約書等）、抵当権設定契約書（抵当権設定契約書がない場合には工事請負契約書等）及び返済予定表の写し
- ・補助金の振込先が分かる預金通帳の写し（融資を受けた者名義のもの）
- ・請求委任及び口座振替支払依頼書
- ・入居者一覧表
- ・リバースモーゲージ利子助成事業完了実績報告書

【り災証明書の判定が半壊で、やむを得ず住宅を解体した場合】

- ・被災住家の解体を証明する書類（閉鎖事項証明書等）

【り災世帯全員で再建先へ入居しない場合など】

- ・申出書

【(店舗兼住宅を建設・購入し融資を受けた場合)】

- ・再建先住宅の図面
※居住部分と店舗（事業）部分の面積が分かるもの

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日まで
※ただし、申請受付開始日（令和8年1月26日）より前にすでに住宅再建を完了された方については、令和8年7月16日（木）まで

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312 [東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403 [南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118 [健康福祉政策課] 096-328-2972

3-8 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与

住宅政策課 096-328-2989

豪雨災害により住宅を失った方などを対象に、民間賃貸住宅を活用し賃貸型応急住宅として提供します。

具体的には、被災者と市（借主）と民間賃貸住宅所有者（貸主）の三者で「定期建物賃貸借契約」を締結し、一定期間熊本市が家賃を支払います。

※物件は被災者の方で探していただきます。

入居対象者の要件

次の（1）から（4）の要件を全て満たす方

※ 住家被害の要件を満たすかどうかは、原則、「り災証明書」で確認します。

（1）災害発生の日時点において、熊本市に居住する者

（2）当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者

1. 住家が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者
2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者

※応急修理を申し込み済みであることを確認します。

※応急修理完了後は速やかに退去していただきます。

(3) 他に居住できる住宅がなく、自らの資力では住宅を確保することができない者

※ 持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと

(4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

賃貸型応急住宅の条件

次の(1)から(3)の条件の全てに該当する民間賃貸住宅が対象となります。

(1) 1か月当たりの賃料が住居への入居人数に応じて定める範囲内である住宅

※家賃の限度額を超える住宅は対象となりません。

住居への入居人数	賃料	
1人(单身)の世帯	月額	5万5千円以内
2人世帯	月額	6万5千円以内
3~4人の世帯	月額	8万5千円以内
5人以上の世帯	月額	13万円以内

※ 小学校入学年齢に達しない未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下四捨五入)として換算します

(例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人

(2) 市が借上げて入居対象者に提供することについて、貸主が同意した住宅

(3) 新耐震基準で建設(昭和56年6月1日以降に着工)された住宅又は耐震診断、耐震改修等により耐震性が確認できる住宅

※申込書類のうち、仲介業者等の協力で作成する熊本市入居希望物件概要書にて耐震性の確認をします

入居期間

以下の区分のとおりです。

※ いずれの場合も、恒久的な住まいを確保した場合は、入居期間の期限満了前であっても、速やかに退去いただく必要があります。

被災した住家の状況	入居期間
居住していた住家が「持ち家」の方	2年以内
居住していた住家が「民間賃貸住宅」や「公営住宅」の方	1年以内
応急修理制度を申込みしており、修理に1ヵ月以上かかる方	応急修理の申込日から6か月以内

- ※ 先に賃貸型応急住宅の提供を受けた方は、応急修理制度は活用できません。
- ※ 被災時に居住していた住家が「民間賃貸住宅」や「公営住宅」であった方の入居期間を、「6か月以内」から、「1年以内」とすることが可能となりました。既に6か月で契約している方は、賃貸物件所有者の同意のもと再契約の手続きが必要です。応急修理制度を併給し賃貸型応急住宅に入居される方は対象となりません。

既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

令和7年8月10日以降、既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している場合でも、「入居対象者の要件」と「賃貸型応急住宅の条件」に適合し、貸主の同意が得ることができれば、「被災者」と「熊本市（借主）」と「物件所有者（貸主）」の三者契約を締結することにより、入居日に遡って本事業の対象とすることができます。ただし、仲介手数料、賃貸物件保証金、火災保険料等については遡及できません。

お手続き

■申請受付窓口

熊本市住宅政策課窓口（本庁舎9階）

※不動産事業者（仲介業者）を通した申請になります

■必要なもの

〈申込み時に必要な書類〉

- ・熊本市賃貸型応急住宅入居申込書（様式第1号）
- ・熊本市入居希望物件概要書（様式第1号の2）
- ・同意書（様式第2号）または、確約書（様式第3号）
- ・誓約書（様式第4号）
- ・申出書（様式第5号）

〈その他、状況に応じて必要な書類〉

1. 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない方
 - ・り災証明書の写し
2. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方
 - ・り災証明書の写し

3. 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない方
- ・住民票など居住実態がわかるもの
（住民票を添付する場合は入居者全員分、続柄記載あり、マイナンバー記載なし）
4. 住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」であって、災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する場合に、修理期間が1か月を超えることが見込まれる方
- ・り災証明書の写し
 - ・修理期間が1か月を超える見込みであることが確認できる書類
- ※ 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方については、〈申込み時に必要な書類〉〈その他、状況に応じて必要となる書類〉に加えて、
- ・切替契約に係る同意書（様式第6号）
 - ・現在入居している民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
 - ・上記の状況に応じて必要となる書類（り災証明書など）が必要です。

申込期限

次の（1）（2）のいずれかとなります。

- （1）応急修理を併給しない方：令和8年（2026年）8月9日
- （2）応急修理を併給する方：令和8年（2026年）7月10日
（応急修理の完了期限の1か月前）

■お問合せ先

住宅政策課 096-328-2989

3-9 建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

豪雨災害により滅失又は破損した建築物等について、その災害の発生した日から1年以内に、建築・大規模の修繕・模様替えをするときは、建築確認申請等、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）申請等の手数料を免除します。

※ 対象となる申請等は、熊本市へ申請される場合のものです。

対象となる申請等

- 建築確認申請
- 中間検査申請
- 完了検査申請（省エネ適判完了検査の追加含む）
- 法第7条の6の規定に基づく仮使用の認定申請
- 法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定申請
- 法第43条第2項第2号の規定に基づく建築の許可申請
- 法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可申請
- 省エネ適判申請
- 計画変更に係る省エネ適判申請
- 省エネ適判申請の軽微変更該当証明書交付申請

お手続き

■申請受付窓口

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

■受付時間

月～金曜日（祝日除く） 8時30分から17時15分

■必要なもの

- 手数料免除申請書
- り災証明書の写し

■お問合せ先

建築指導課 建築審査室 096-328-2516

3-10 開発許可申請等に係る手数料免除

開発指導課 096-328-2507

豪雨災害によって被災した建築物等に移転又は建替等を行う場合に、開発許可又は宅地造成に関する工事の許可申請等に係る手数料を免除します。

対象となる方

豪雨災害による建築物のり災証明書の発行を受けた方で、次のすべての要件を満たす開発行為又は宅地造成に関する工事を行う方。

- ① 予定建築物の用途が既存建築物と同一又は一般住宅であること。
- ② 予定建築物の規模、構造、設備等が既存建築物と比較して著しく過大でないこと。
- ③ 既存建築物と予定建築物の所有者が同一又はその同一生計家族であること。

お手続き

■申請受付窓口

開発指導課 096-328-2507

■受付時間

月～金曜日（祝日除く） 8：30 から 17：15

■必要なもの

手数料免除申請書にり災証明書を添付のうえ、開発行為許可等に係る申請を行ってください。

※手数料免除申請書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

■免除対象手数料

被災した建築物の移設又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- ① 開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）

※ 非自己用を除く。

- ② 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書き）

- ③ 開発許可を受けた土地以外の市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）

- ④ 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請手数料（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条、第30条）

■期限

り災後1年以内

■お問合せ先

開発指導課 096-328-2507

3-11 家屋が損壊された方への市営住宅の提供

市営住宅課 096-328-2461

豪雨災害により住宅に引き続き住むことができなくなった方に対し、市営住宅を

一時的に提供します。

対象となる方

豪雨災害により住宅に半壊以上の被害を受け、引き続き住むことができなくなった方
※原則として市町村が発行する災害証明書（半壊以上、写しでも可）が必要ですが、状況により後日提出でも入居可能な場合があります。
※住家の被害の程度が「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」の場合は対象外となります。

入居可能期間

原則6か月以内（最長1年まで更新可）

使用料等

住宅使用料（家賃）、駐車場使用料、敷金は免除です。
共益費や光熱費等は入居者負担となります。

申込方法

窓口にて先着順で受け付けます。入居の申込みがあった住宅は受付を終了します。

申込期間

令和7年9月1日（月）以降

受付時間は月曜から金曜（祝日除く）の午前9時から午後4時まで

※受付開始時間（午前9時）前に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員で、申込の順番を決める抽せんを行い、決定した順番で受付を行います。

※受付開始時間以降に来場された方は、受付開始時間までに受付場所へ来場された方全員の受付が終わった後に先着順にて受付を行います。

申込場所

熊本市役所本庁舎9階 市営住宅管理センター窓口

お持ちいただくもの

- ・災害証明書の写し（コピー）
- ・本人確認書類
（免許証、マイナンバーカード、被災場所に居住していることがわかるもの）
- ・申請書類
（行政財産使用許可申請書、誓約書）

※代理人が申し込む場合は以下の書類も必要です。

- ・代理人の身分証明書

- ・委任状

その他

- ・エアコンや家具、家電、カーテン等はお持ち込みいただく必要がありますので、ご注意ください。
- ・市営住宅でのペット（犬・猫・鳥等）の飼育や、市営住宅敷地内での餌付け等は禁止されていますので、ご注意ください。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

3-12 公営住宅入居助成

市営住宅課 096-328-2461

豪雨災害により住居が被災したことで、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方等が、住まいの再建先として熊本県内の公営住宅等に入居した際に要した費用に対して定額で助成します。

※自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成、民間賃貸住宅入居支援助成との併給はできません。

※申請は、「り災証明書」上の1世帯につき1度のみ可能です。本制度を申請した後、他の再建方法（助成事業）に変更することはできません。

対象となる方

豪雨災害により熊本市内で被災し、熊本市長の「り災証明書」の発行を受けた方で、以下のいずれかに該当し、かつ、原則として加算支援金を受給しておらず、再建先として県内の公営住宅等に入居した世帯の世帯主

(1) 応急仮設住宅（賃貸型応急住宅等）入居者で応急仮設住宅の供与期間内（※1）に当該住宅を退去した方。ただし、以下の①又は②に該当する方は除きます。

（※1）供給期間延長された場合はその期間内

- ① 被災者生活支援法第2条第2号ハに掲げる世帯としての認定により入居した場合で、当該認定が解除された方
- ② り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体していない方で、災害救助法第4条第1項第7号に規定する被災した住宅の応急修理の期間中に応急仮設住宅を使用した方

(2) 応急仮設住宅入居者以外で以下の①から③のいずれかに該当する方

- ① り災証明書で全壊、大規模半壊又は中規模半壊の判定を受けた方

- ② り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した方
- ③ 被災者生活支援法第2条第2号八に掲げる世帯として認定されている方

助成額

1世帯あたり 10万円

※り災証明書上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回限り申請可能です。
※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の住宅に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

お手続き

■必要な書類

- ・公営住宅入居助成金交付申請書
（市ホームページで入手できます）
- ・熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
- ・り災区分が半壊の場合は被災した住宅の解体を証明する書類（解体証明書等）の写し
- ・再建先の公営住宅等に入居する世帯全員が記載された住民票（続柄が記載されたもの）
- ・公営住宅等への入居が確認できる書類（決定通知書や許可書等）の写し
- ・請求委任及び口座振替支払依頼書
（市ホームページで入手できます）
- ・振込先口座の通帳の写し
- ・申請書本人を確認できる書面等

※代理人が助成金を申請する場合には以下の書類も必要です。

- ・委任状及び代理人本人を確認できる書面等

■申請窓口

熊本市役所本庁舎9階 市営住宅課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■申請期限

生活再建先の公営住宅等に入居した日から起算して6か月以内となります。
ただし、令和8年（2026年）1月25日以前にすでに入居された方については、令和8年7月24日（金）が申請期限となります。

お問合せ先

市営住宅課 096-328-2461

3-13 民間賃貸住宅入居支援助成制度

健康福祉政策課 096-328-2340
(各区役所福祉課)

令和7年8月10日からの大雨により住居が被災したことで、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方等が、住まいの再建先として熊本県内の民間賃貸住宅に入居した際に要した費用に対して定額で助成します。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨により被災し、県内にて住まいを再建する方で、下記のいずれかの要件を満たす方

- (1) 賃貸型応急住宅又は行政財産目的外使用の市営住宅の入居者で供与期間内に退去した方（※下記のアからウのいずれかに該当する者を除く）
 - ア 応急修理制度を併用している方
 - イ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認め、賃貸型応急住宅等を使用した方
 - ウ 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯の認定が解除された方
- (2) 全壊・大規模半壊・中規模半壊のり災証明書の交付を受けた方
- (3) 半壊のり災証明書の交付を受け、かつ被災住家を解体した方
- (4) 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯と認定された方（すでに長期避難指示が解除された者を除く）

※「民間賃貸住宅」には、公営住宅や社宅・官舎・寮などの給与住宅は含まれません。

※賃貸型応急住宅として入居していた住宅を、そのまま住まいの再建先として、新たにご自身で契約（二者契約）された場合も対象となります。

※自宅再建利子助成、リバースモーゲージ利子助成、公営住宅入居初期経費助成との併給はできません。申請は、り災証明書上の1世帯につき1度のみ可能です。本制度を申請した後に、他の再建方法（助成事業）に変更することはできませんのでご注意ください。

助成額

1世帯あたり 一律20万円

※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の民間賃貸住宅に入居した場合は、

一つの世帯とみなします。

お手続き

■必要書類

- ・熊本市民間賃貸住宅入居支援助成金交付申請書
 - ・熊本市が発行した住家のり災証明書（写し可）
 - ・移転後の住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
 - ・移転先の入居に関する民間賃貸住宅契約書等の写し
 - ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限る）
 - ・半壊解体世帯の場合は、被災住家の解体を証明する書類（閉鎖事項証明書等）
 - ・（り災世帯全員で再建先へ入居しない場合など必要に応じて）申出書
- ※民間賃貸住宅の入居に関する領収書等は不要

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日まで

※ただし、申請受付開始日（令和8年1月26日）より前にすでに住宅再建を完了された方については、令和8年7月16日（木）まで

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2972

3-14 転居費用助成事業

健康福祉政策課 096-328-2340
（各区役所福祉課）

令和7年8月10日からの大雨により住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、熊本県内の住まいの再建先（新築・購入・補修し

た住宅、賃貸住宅・公営住宅等）へ転居した際に要した費用を定額で助成します。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨により被災し、県内にて住まいを再建する方で、下記のいずれかの要件を満たす世帯の世帯主

- (1) 賃貸型応急住宅又は行政財産目的外使用の市営住宅の入居者で供与期間内に退去した方（応急修理制度併用者を除く）
- (2) 全壊・大規模半壊・中規模半壊のり災証明書の交付を受けた方
- (3) 半壊のり災証明書の交付を受け、かつ被災住家を解体した方
- (4) 被災者生活再建支援法に基づく、長期避難世帯と認定された方

※(4)の方ですでに長期避難世帯の認定が解除された方および二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認め、賃貸型応急住宅等を使用した方についても、申請可能です。

※リバースモーゲージ利子助成事業、自宅再建利子助成事業、民間賃貸住宅入居支援助成、公営住宅入居初期経費助成との併給可能です。申請は、り災証明書上の1世帯につき1度のみ可能です。

※賃貸型応急住宅として入居していた物件に供与期間後もそのまま居住する方法や、応急的な住まいとして提供（目的外使用許可）を受けていた公営住宅に供与期間後も居住する方法で再建をした場合は、「転居」が発生していないため、転居費用助成の対象にはなりません。

助成額

1世帯あたり 一律 10万円

※り災証明書の交付を受けた複数の世帯が同一の再建先に入居した場合は、一つの世帯とみなします。

お手続き

■必要書類

- ・熊本市転居費用助成金交付申請書
- ・熊本市が発行した住家のり災証明書（写し可）
- ・移転後の住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
- ・移転先の入居に関する契約書等の写し
- ・振込口座の通帳の写し（振込先は、原則としてり災者（世帯主）名義に限る）
- ・半壊解体世帯の場合は、被災住家の解体を証明する書類（閉鎖事項証明書等）
- ・（り災世帯全員で再建先へ入居しない場合など必要に応じて）申出書

※転居費用に関する領収書は原則不要

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月曜～金曜（祝日除く）

■申請期限

住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6月経過した日まで

※ただし、申請受付開始日（令和8年1月26日）より前にすでに住宅再建を完了された方については、令和8年7月16日（木）まで

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312

[東 区福祉課] 096-367-9127

[西 区福祉課] 096-329-5403

[南 区福祉課] 096-357-4129

[北 区福祉課] 096-272-1118

[健康福祉政策課] 096-328-2972

3-15 止水板等設置補助金

河川課 096-328-2571

過去に浸水被害が発生した地域やハザードマップ・内水浸水想定区域図等で浸水の恐れがある地域を対象に、戸建住宅・マンション・店舗・事務所等における止水板設置に対して補助金を交付します。

対象となる条件

①対象地域

過去に浸水被害があった地域、またはハザードマップや内水浸水想定図等で浸水の恐れがある地域

②対象者

戸建住宅・マンション・店舗・事務所等の対象となる建物を所有している方、または所有者の同意を得た方

③対象内容

- ・ 建物等に止水板を設置する工事及びそれに伴う関連工事
- ・ 建物等に設置する止水板であって設置工事を要しないものの購入
（ただし、市販されている既製品での申請に限る）

※上記①～③に該当する場合であっても、内容によっては対象外となる場合があります

ますので、詳しくは熊本市ホームページをご確認ください

補助金額

止水板等設置工事および止水板の購入に要した費用の2分の1（千円未満切り捨て） ※補助金上限：50万円

お手続き

■申請方法

以下の必要な書類を電子または紙で申請してください

- ・熊本市止水板等設置補助金交付申込書
- ・購入または設置経費の見積書写し 等
- ・市税滞納有無調査承諾書
- ・委任状（必要な方のみ）

■申請受付窓口

（電子申請）電子申請サービス（LoGo フォーム）

<https://logoform.jp/form/TGU5/1411284>



（窓口申請）熊本市河川課（中央区手取本町 1-1 熊本市役所本庁舎 13 階）

※来庁が困難な場合は郵送でも受け付けております

■お問合せ先

熊本市河川課 096-328-2571

※詳細は熊本市ホームページに記載しておりますので、「熊本市 止水板」で検索してください

3-16 災害復興住宅融資について（住宅金融支援機構）

独立行政法人住宅金融支援機構

住宅金融支援機構（旧「住宅金融公庫」）では、大雨災害で住宅に被害を受けた方（「り災証明書」を交付されている方）向けに住宅再建のためにご利用いただける「災害復興住宅融資」を行っています。

浸水して破損した床・壁等を補修する費用も融資の対象となります。

また、ご高齢の方向けの「親子リレー返済」「親孝行ローン」「高齢者向け返済特例」など様々なメニューもありますので、お気軽にご相談ください。

◆補修資金の融資



◆補修資金の融資（高齢者向け返済特例）



※補修資金のほかに、建設、購入資金メニューもあります。

対象となる方

- ①被災住宅の所有者又は居住者で、ご自身が居住するための住宅を補修、又は建設、購入する方
- ②「り災証明書」※を交付されている方等

※「り災証明書」

◆補修の場合

住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」

◆建設、購入の場合

「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」

申込受付期間

原則として、り災日から2年間

■お問合せ先（相談窓口）

独立行政法人住宅金融支援機構 熊本センター

（電話番号）096-241-6180

（受付時間）午前9時～午後5時（土日、祝日及び年末年始を除く）

4. 生活面への支援

4-1 被服、寝具その他生活必需品の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

豪雨により被災された方に、被服、寝具その他生活必需品の支給を行います。
 ※本制度は、令和7年（2025年）10月24日（金）をもって申請受付を終了しました。

対象となる方

豪雨災害により住居が床上浸水、半壊又は全壊の被害を受けた方のうち、生活必需品の喪失などにより日常生活を営むことが困難な方

■支給の限度額

家屋の被災状況及び世帯人員数により、次の金額の範囲内での支給になります。

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人増すごと加算
全壊	20,300円	26,100円	38,700円	46,200円	58,500円	8,500円
半壊	6,700円	8,900円	13,400円	16,300円	20,500円	2,900円

※区分の半壊には、大規模半壊、中規模半壊及び床上浸水を含みます。

■支給品一覧

品名	金額	品名	金額
男性用肌着（半袖2枚）	1,030円	女性用肌着（キャミソール又はノースリーブ2枚）	1,040円
男性用トランクス（1枚入り）	550円	男性用トランクス（2枚入り）	770円
女性用ショーツ（1枚入り）	550円	女性用ショーツ（2枚入り）	770円
男性靴下（1足）	520円	女性靴下（1足）	360円
寝具（敷き布団、掛け布団等6点シングルセット）	5,720円	タオルケット（シングル）	1,160円
フェイスタオル（5枚入り）	600円	トイレトーパー（12個入り）	330円
ティッシュペーパー（5個入り）	220円	紙おむつ（子供用）※パンツタイプ	1,070円
紙おむつ（子供用）※テープタイプ	1,460円	紙おむつ（大人用）※パンツタイプ	1,040円
紙おむつ（大人用）※テープタイプ	2,240円	やかん（2.5L）IH対応	1,200円
両手鍋（20cm）IH対応	1,360円	フライパン（26cm）IH対応	930円
包丁	760円	まな板	600円
茶碗	300円	箸	160円
バケツ（8L）	490円		

お手続き

■申請方法

各区役所福祉課窓口での申請 又は 下記の申込フォームからお申込ください。

<https://logoform.jp/form/TGU5/1241331>



■窓口受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

（窓口申請の場合）

- ・申請書
- ・り災証明書（住家）※写しで可
- ・委任状及び代理人の身分を証明するもの（代理人が別世帯の場合）

（電子申請の場合）

- ・り災証明書
- ・本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）

■お届け方法

- ・申請受付後、商品を配送いたします。

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

■申請期限

令和7年（2025年）10月24日（金） ※申請受付終了

4-4 畳替費用の助成（住民税非課税世帯対象）

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨により被災され、畳替が必要になった世帯（住民税非課税世帯対象）に対し、畳替費用を支給します。

※本制度は、令和8年（2026年）1月31日（土）をもって申請受付を終了しました。

対象となる方

熊本市の住民税非課税世帯で、床上浸水の被害を受けて自己負担で畳替を行った世帯（生活保護受給世帯を除く）

※り災証明書の追加記載事項欄の浸水区分が「床上浸水」となっている世帯

申請期限

令和8年1月31日（土） ※申請受付終了

助成金額

1枚当たりの支給上限	9,000円
支給対象枚数上限	12枚

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

午前9時～午後4時 月～金曜日（祝日除く）

■お問合せ先

[中央区福祉課] 096-328-2312	[東 区福祉課] 096-367-9127
[西 区福祉課] 096-329-5403	[南 区福祉課] 096-357-4129
[北 区福祉課] 096-272-1118	[健康福祉政策課] 096-328-2340

■必要なもの

- 口座情報のわかるもの
※通帳の写しなど
- り災証明書の写し（浸水区分が床上浸水であるもの）
- 本人確認書類の写し

- 畳替に係る領収証の写し
※宛名人が申請者。但し書きにおいて畳替代であることがわかるもの
- その他請求者が畳替の費用負担をしていることがわかる書類
※法務局の建物登記事項証明書（持家の場合）、賃貸借契約書の写し（借家の場合）など
- 委任状（請求者以外を受取人にする場合）

※その他必要な申請書等は、窓口にて配布します。

■お問合せ先

健康福祉政策課 096-328-2340

4-5 災害ごみについて

廃棄物計画課 096-328-2359

災害により発生したごみのうち、市の処理施設で処理できるものは、直接市の施設（東部・西部環境工場、扇田環境センター）に持ち込むことができます。持ち込まれる災害ごみにつきましては、ごみ処理手数料を免除いたしますので、搬入前にお手続きをお願いします。

なお、事業所から出る災害ごみについては、一般家庭から出るものと取り扱いが異なりますので、「6. 事業者に関すること」の項目をご確認ください。

搬入先

災害ごみの種別	持ち込み先	住所	電話	受入時間
燃えるもの (例：木製の家具類、プラスチック類、木くず等)	東部環境工場	東区戸島町 2570 番地	380-8211	月～土 8:30～16:30
	西部環境工場	西城区山薬師 2 丁目 12-1	329-0900	
燃えないもの (例：ガラス、陶磁器等)	扇田環境センター	北区貢町 1567 番地	245-2696	月～土 8:30～16:30

申請先

■申請受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

お手続き

■被災者本人が免除手続きをする場合

- (1)り災証明書（コピー） 又はり災の状況がわかる写真（※1）
- (2)市の施設へ持ち込む廃棄物の写真（※1）

■収集運搬業者等に手続きの代行を依頼する場合

- (1)り災証明書（コピー） 又はり災の状況がわかる写真（※1）
- (2)市の施設へ持ち込む廃棄物の写真（※1）
- (3)委任状（委任者の押印が必要）

※1…写真のデータをコピー用紙に印刷したのも可

(注意) 搬入する車両の車番（ナンバー）と各施設への搬入回数を受付時にお聞きますので、必ず控えてお越しく下さい。

災害ごみの収集について

災害ごみの収集は、9月12日をもって終了いたしました。

4-8 消費生活相談

熊本市消費者センター 096-353-2500

今回の豪雨災害に伴い、賃貸アパートからの退去、住宅修理工事等事業者とのトラブルや不審な電話・訪問などに関するご相談を受け付けています。

相談窓口

■熊本市消費者センター

相談ダイヤル 096-353-2500

相談日 月～金、(祝日、年末年始を除く)

時間 午前9時～午後5時

※面談は事前予約制

災害に便乗した悪質商法にご注意くださいのホームページもご覧ください。

[災害に便乗した悪質商法にご注意ください / 熊本市公式サイト](#)

4-9 障がい者の福祉用具の再給付

障がい福祉課 096-361-2519

各区役所福祉課

豪雨災害による家屋浸水などにより使用できなくなった福祉用具の再給付を行います。

対象となる方

障がい者手帳をお持ちの方で、今回の大雨により、以前熊本市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった方

※ 詳細は、【お問合せ先】にご相談ください。

お手続き

■申請受付窓口

各区役所福祉課

■受付時間

8時30分から17時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 身体障がい者手帳
- (2) 破損状況が分かる写真等

※その他必要書類がございますので、まずはお問い合わせください。

■対象の福祉用具

【障がい者日常生活用具】

- ・介護用ベッド
- ・入浴補助器具
- ・たん吸引器
- ・ネブライザー（吸入器）
- ・ストーマ装具 など

【補装具】

- ・車椅子
- ・電動車椅子
- ・歩行器
- ・補聴器 など

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118
障がい福祉課	096-361-2519

4-10 こころの健康相談

こころの健康センター 096-362-8100

災害後には、様々な心の不調が現れることがあります。また、被災後時間が経ってから症状が現れる方もいます。

こころの健康に関するご相談は、以下の電話や SNS にて受け付けております。

対象となる方

熊本市民

電話相談窓口

- ・こころの健康センター（ウェルパルクまもと3階）
096-362-8100 平日 午前9時～午後4時

- 熊本こころの電話
096-285-6688 年中無休 午前 11 時～午後 6 時 30 分
- 熊本いのちの電話
096-353-4343 年中無休 24 時間
0120-783-556 ※毎月 10 日はフリーダイヤルで実施
- よりそいホットライン
0120-279-338 年中無休 24 時間

SNS 相談窓口

- こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏
毎週火曜・日曜 午後 6 時～午後 10 時
QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



- こころの悩み相談@熊本県
毎週月曜・水曜・金曜 午後 6 時～午後 10 時
QR コードから LINE で「友達に追加」をしてご相談ください。



4-11 食品に関する衛生相談

食品保健課 096-364-3188

食品保健課では、食品に関する衛生相談を受け付けています。

対象となる方

- 熊本市にお住まいの方
- 熊本市内で営業を行う食品関係事業者等

■相談内容

- 食品の取扱い、表示、保存方法、食中毒等の健康被害等に関すること
- 被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

4-12 外国人の方向けの相談窓口

国際課 096-328-2070

外国人の方の生活全般について、情報提供や相談対応を行う一元的窓口です。お気軽にご相談ください。

対象となる方

在住外国人、市民、外国人を受け入れている機関等

概要

■申請受付窓口

熊本市国際交流会館 2 階（熊本市外国人総合相談プラザ）

■受付時間

会館の開館日

※休館日 第2・第4月曜日（祝日の場合は直近の平日）

午前10時～午後6時

■対応言語

23言語

■連絡先

電話番号 096-359-4995 メール soudan@kumamoto-if.or.jp

4-13 無料法律相談（弁護士）

広聴課 096-328-2075

無料法律相談（弁護士）は下記で行っております。

対象となる方

熊本市に住民登録をされている方で個人の相談に限る
（同一内容の再相談や継続相談は受けられません）

相談窓口

- 相談日：月、水、金曜日（祝日を除く）
- 時 間：午後1時～午後4時 ※ 相談時間は、1人20分です。
- 場 所：熊本市役所3階 広聴課相談室
- 予 約：相談日の2週間前の週の月曜日（祝日の場合は翌日）より先着順

相談方法

熊本県弁護士会に所属する会員弁護士が電話によりお答えします。

※ 専用番号へ事前に予約申込をお願いします。

※ 当日、空きがある場合は、予約なしでも相談を受けられる場合があります。

特別相談予約受付専用 096-234-7499 （平日午前8時30分～午後5時）

4-14 生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ

保護管理援護課 096-328-2299

家計が苦しい、仕事が見つからない、借金がある、家賃が払えず困っているなど、生活の維持が難しいとお困りのときは、ひとりで抱え込まずに、生活自立支援センターへご相談ください。

センターは中央区、東区、南区の市内3か所にあります。西区・北区にお住まいの方は区役所での出張相談も行っておりますのでお電話ください。

相談窓口

- ・中央生活自立支援センター（中央区役所2階）
096-328-2795 平日 午前8時30分～午後5時

- 東生活自立支援センター（東区役所2階）
096-367-9233 平日 午前8時30分～午後5時
- 南生活自立支援センター（南区役所横雁回館）
096-358-5571 平日 午前8時30分～午後5時

5. 各種減免・支払いの猶予等

5-1 市税の減免

市民税課 096-328-2183
 固定資産税課 096-328-2195

豪雨災害により被害を受けられた方は、被害の程度に応じて市税の減免を受けられる場合があります。

対象となる税目

1 個人市民税

○居住する住宅に被害を受けられた方

前年中の 合計所得金額	損害の程度		
	半壊又は中規模半 壊相当のとき	大規模半壊相当 のとき	全壊相当のとき
	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

○所有する住宅または家財に被害を受けられた方

前年中の 合計所得金額	損害の程度		
	10分の2以上 10分の4未満	10分の4以上 10分の5未満	10分の5以上
	軽減又は免除の割合		
500万円以下	2分の1	4分の3	全額
750万円以下	4分の1	8分の3	2分の1
1,000万円以下	8分の1	16分の3	4分の1

○農作物に被害を受けられた方

災害によって受けた農作物の減収による損害額が平年の収入額の10分の3以上ある方（前年中に農業所得以外の所得が400万円超ある方を除く）

前年中の合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下	全額
400万円以下	10分の8
550万円以下	10分の6
750万円以下	10分の4
1,000万円以下	10分の2

2 固定資産税

○著しく価値を減じた固定資産（土地、家屋、償却資産）を有する方
損害の程度と減免割合は以下のとおりです。

○ 土地

災害により流失、水没、埋没、崩壊等（冠水含む）により作付不能又は使用不能となったもの

損害の程度と減免割合（土地）

損害の程度	被害面積が当該土地の面積に占める割合			
	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上8割未満	8割以上
減免割合	10分の4	10分の6	10分の8	10分の10

○ 家屋

損害の程度と減免割合（家屋）

損害の程度	当該家屋の価格において減じられた割合		
	2割以上4割未満（1）	4割以上5割未満（2）	5割以上（3）
減免割合	10分の4	10分の6	10分の10

(1) り災証明書において、半壊・中規模半壊程度の損害を指します。

(2) り災証明書において、大規模半壊程度の損害を指します。

(3) り災証明書において、全壊程度の損害を指します。

○ 償却資産

損害の程度と減免割合（償却資産）

損害の程度	当該償却資産の価格において減じられた割合			
	2割以上4割未満	4割以上6割未満	6割以上 大修理を必要とする場合	原形をとどめないとき又は復旧不能のとき
減免割合	10分の4	10分の6	10分の8	10分の10

3 事業所税

○事業所用家屋等が滅失、使用不能等の被害を受けられた方

※個人市民税、固定資産税（家屋）については、被害の程度が準半壊、一部損壊の方は対象外です。

お手続き

■申請受付窓口

1 個人市民税

市民税課 096-328-2183

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

2 固定資産税

固定資産税課 096-328-2195

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは固定資産税課でお受けします。）

3 事業所税

市民税課 096-328-2173（法人課税班）

各区役所税務室（電話でのお問い合わせは市民税課でお受けします。）

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書（窓口に設置されています。）
- ・り災証明書 ※写し可
- ・り災証明書（農林水産業関係） ※農作物に被害を受けられた方
- ・損害保険等の契約書、支払明細書 ※保険金等による補てんがある場合
- ・農業共済等の支払明細書 ※共済金等による補てんがある場合

■申請期限

令和8年（2026年）3月31日

5-2 市税の納税の猶予

納税課 096-328-2204

豪雨災害による被害の状況により、市税の納税を猶予できる場合があります。

対象となる方

豪雨災害により被害にあった方

お手続き

■申請受付窓口

納税課 096-328-2204

5-3 軽自動車等浸水被害特例給付金の支給

健康福祉政策課 096-328-2340

令和7年8月豪雨災害により被害を受けた軽自動車等を対象に、軽自動車税種別割相当額を特例給付金として支給します。

対象車両

自家用、営業用ともに以下の条件を満たすものが対象となります。

- (1) 豪雨災害により被害を受け廃車または修理したもの
- (2) 本市から令和7年度軽自動車税種別割が課税されているもの
(令和7年4月2日以降に新規登録された軽自動車等のうち、豪雨災害時点において本市区域内を主たる定置場としているものを含む)

支給額

車両区分		特例給付金の額(円)	
		廃車 <税相当額>	修理 <税相当額1/2>
①	四輪軽自動車(乗用・自家用)	10,000	5,000
②	・四輪軽自動車(乗用・営業用) ・四輪軽自動車(貨物・自家用) ・小型二輪自動車 ・小型特殊自動車(特殊作業用車)等	5,000	2,500
③	・四輪軽自動車(貨物・営業用) ・三輪軽自動車 ・二輪軽自動車等	3,000	1,500
④	・原動機付自転車 ・小型特殊車両(農耕作業用)等	2,000	1,000

お手続き

■申請受付窓口

※ 令和8年1月8日（木）～令和8年2月27日（金）まで

本庁舎及び西区役所に申請受付窓口を設置しています。

○本庁舎（14階展望ロビー）、西区役所（旧館（西部公民館）1階大ホール前）

※ 令和8年3月2日（月）～

本庁舎（14階）及び西区役所は閉鎖し、健康福祉政策課で受付します。

●本庁舎（10階 健康福祉政策課）

又は、電子申請（熊本市電子申請サービス（LOGOフォーム））は二次元コードまたは専用URLから申請ができます。

<https://logoform.jp/f/u6PHC>



■受付時間

午前9時～午後4時（土日祝日を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

（1）廃車の場合は、廃車したことがわかる証明書や浸水がわかる浸水後の写真（ナンバーが写っているもの）、写真がない場合は理由書（浸水被害の状況を記入）

（2）修理の場合は、修理工場からの領収書及び修理内容がわかる見積書等

※詳しくは、市ホームページ（[軽自動車等浸水被害特例給付金 / 熊本市公式サイト](#)）をご確認ください。

■お問合せ先

※ 令和8年1月8日（木）～令和8年2月27日（金）まで

○軽自動車等特例給付金専用電話（096-300-6999）

受付時間：午前9時から午後4時まで（土日祝日を除く）

※ 令和8年3月2日（月）～

専用電話は閉鎖し、健康福祉政策課で問い合わせ対応を行います。

●健康福祉政策課（096-328-2340）

5-4 各種証明書の交付手数料の免除

市民税課 096-328-2181
 戸籍住民課 096-328-2031
 各区役所区民課
 各区役所税務室
 各総合出張所（含：芳野分室）

り災証明書の交付を受けられた方で、災害に関する手続きに使用する場合は、次の証明書の交付手数料が免除できます。

対象となる方

り災証明書の交付を受けられた方

証明書の種類・取扱窓口

	取扱窓口		
	各区役所区民課	市民税課 各区役所税務室	各総合出張所 (含 芳野分室)
① 印鑑に関する証明書	○	—	○
② 住民票記載事項に関する証明書	○	—	○
③ 住民票の写しの交付	○	—	○
④ 印鑑登録証の交付	○	—	○
⑤ 所得課税証明書	○	○	○
⑥ 固定資産関係証明書	○	○	○
⑦ 納税証明書(車検用を含む)	○	○	○
⑧ 滞納がないことの証明書 滞納処分を受けたことがない ことの証明書 その他の税証明書	—	○	—

※ ⑤～⑧の証明書の交付手数料は次の事由の場合に免除します。

- (1) り災した住家に係る損害保険金の請求
- (2) 災害復旧のための融資の申請
- (3) 税証明の提出が義務付けられている災害復旧のための国又は地方公共団体の援助を受ける手続き
- (4) り災者を対象とする公営住宅の入居の申請

お手続き

窓口にて、り災証明書をご持参ください。

※コンビニ交付は免除の対象外です。

■受付時間

午前 9 時～午後 4 時 30 分（土日祝日、年末年始を除く）

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

(1) り災証明書

(2) 本人確認ができるもの

(※) 証明書の種類や窓口に来られた方によって、別途書類が必要な場合があります。詳細は、お問合せ先にご相談ください。

■お問合せ先

◆①～⑦について

中央区役所区民課 096-328-2245

東区役所区民課 096-367-9124

西区役所区民課 096-329-8503

南区役所区民課 096-357-4126

北区役所区民課 096-272-6900

◆⑤～⑧について

市民税課 096-328-2181

東区役所税務室 096-367-9138

西区役所税務室 096-329-1174

南区役所税務室 096-357-4143

北区役所税務室 096-272-1114

5-5 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除

戸籍住民課 096-328-2067

マイナンバーカードセンター 096-277-1869

豪雨災害の影響によりマイナンバーカードを紛失等した場合は、無料でカードの再交付の申請を行うことができます。

対象となる方

令和7年8月10日以前に、マイナンバーカードを受け取られている方で、り災証明書の交付を受けられた方

対象のお手続き

マイナンバーカード及び電子証明書の再交付手続き

お手続き内容

■取扱窓口

熊本市マイナンバーカードセンター（大劇会館）

各区役所区民課マイナンバーカード特設窓口

■受付時間

	熊本市マイナンバーカードセンター (大劇会館)	各区役所区民課
受付時間	月・火・木曜/9:00~16:30 水曜/9:00~18:30 日曜/9:00~15:00	平日/8:30~16:30
休業日	金・土曜・祝日 第3土曜の翌日曜(システムメンテナンス日) 年末年始	土・日曜・祝日 年末年始

■手続き方法

マイナンバーカードの通常発行に加え、特急発行（申請から1週間程度で住所地へ直接カードを簡易書留（転送不要）・速達により郵送交付する方法）による手続きも可能です。

お手続きには、本人確認書類に加え、り災証明書（※）が必要となります。

（※）特急発行をご希望の場合は、り災証明書の発行日から30日以内に手続きをしていただく必要があります。

詳細については、熊本市マイナンバーカードコールセンターにお問い合わせください。

■お問合せ先

熊本市マイナンバーカードコールセンター 096-277-1869

5-6 パスポートの発給手数料等の減免

戸籍住民課 096-328-2031

各区役所区民課

り災証明書の交付を受けられた方について、パスポートの発給手数料等が減免されます。

対象となる方

- (1) り災証明書が「全壊」から「半壊」、または「床上浸水」の方
- (2) 8月10日時点で熊本市に住民票を有している、または有していた方

お手続き

「必要なもの」をご持参の上、窓口でお手続きください。

注意事項

- (1) 減免できるのは、窓口申請のみです。
(オンラインからの電子申請は減免できません。)
- (2) 新たに発給申請をする場合、減免対象となります。
交付時に申し出て減免することはできません。
- (3) 手数料の還付は行いません。

■窓口

各区役所区民課

■申請時間

午前9時～午後4時30分（平日のみ）

■交付時間

午前9時～午後5時（平日のみ）

※中央区役所のみ土日も交付を行います。

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（原本）
- (2) 住民票の写しまたは戸籍の附票の写し（原本）
- (3) 通常の申請に必要な書類一式（写真、戸籍謄本、本人確認書類 等）

■お問合せ先

中央区役所区民課 096-328-2238
東区役所区民課 096-367-9124
西区役所区民課 096-329-8503
南区役所区民課 096-357-4126
北区役所区民課 096-272-6900

5-7 水道料金・下水道使用料の減免

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災された方の水道料金及び下水道使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水以上の被害を受けた方

ただし、床下浸水がなかった場合でも、準半壊以上の被害を受けた方は対象

対象期間

り災日（令和7年8月10日）以降の8月検針地区の方は、令和7年9月請求分及び10月請求分を、9月検針地区の方は、令和7年10月請求分及び11月請求分を減免します。

ただし、8月検針時において使用水量の増加が確認できない場合は、10月検針分（11月請求分及び12月請求分）を減免します。

減免内容

り災に伴い増加した水道使用量に相当する上下水道料金

例：前年同期の使用期間における使用水量と同水量を超える水量等

お手続き

■申請受付窓口

上下水道局料金課（平日 午前8時30分～午後5時15分）

■必要なもの

- ・り災証明書（住家）※写し可
- ・事業者の方は商業金融課より「り災証明書（店舗・事務所等）」の発行を受けた方 ※写し可

■お問合せ先

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

5-8 水道料金・下水道使用料の減免(公営住宅等入居者向け料金免除)

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

被災により公的賃貸住宅に入居された方の水道料金及び下水道使用料を免除します。

対象となる方

令和7年8月豪雨により、熊本市内の無償で提供される公営住宅（市営・県営）及び賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に一時入居される方

対象期間

熊本市内の無償で提供される公営住宅（市営・県営）及び賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に入居されている期間

お手続き

原則、上下水道局へのご連絡は必要ありません

*必要に応じて各種申請書等をお願いする場合があります。

■お問合せ先

上下水道局料金課（お客さまセンター） 096-381-1118

5-9 農業集落排水処理施設使用料の減免等

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117
西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

被災された方の農業集落排水処理施設使用料を減免します。

対象となる方

床下浸水又は半壊以上の被害を受け、り災世帯名簿に掲載された方

お手続き

■申請窓口

- 北区植木町（田底中部地区、山東東部地区）にて使用されている方

北東部農業振興センター農業振興課（北区役所内）

096-272-1117

- 南区城南町（塚原藤山地区、鰐瀬陳内地区）にて使用されている方

西南部農業振興センター農業振興課

南農業振興室（城南まちづくりセンター内）

0964-28-3115

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減免申請書（窓口に設置されています）
- (2) り災証明書（住家） ※コピー可
- (3) 印鑑 ※認印可

■お問合せ先

北東部農業振興センター農業振興課 096-272-1117

西南部農業振興センター農業振興課 南農業振興室 0964-28-3115

5-10 国民健康保険料の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

豪雨被害より支払いが困難になった国民健康保険の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

※ 現時点においての要件となっています。今後、国からの通知により対象となる方や対象保険料等が変更になる場合があります。

対象となる方

国民健康保険の世帯主又は被保険者が所有し、居住する家屋が床上浸水の被害を受けた方

対象保険料

令和7年8月から令和8年7月分までの保険料

申請期限

令和8年8月31日（月）

※申請期限までにお手続き出来ない場合は、下記申請窓口へお申し出ください。

お手続き

令和8年度対象保険料の減免については、令和7年度分を申請されている方は、申請の必要はありません。

■申請窓口（受付時間：平日 午前9時～午後4時30分）

国保年金課	096-328-2290
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■必要なもの

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) り災証明書【住家】（床上浸水）※写し可
- (3) 被害の内容及び程度が確認できるもの

5-11 国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免等について

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

災害や失業など特別な理由により、収入が一定額以下になった場合は、申請により一部負担金（医療機関の窓口で支払う額）の減免や徴収猶予が認められることがあります。

対象となる方

- (1) 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により、その世帯の被保険者が死亡し、身体障がい者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により収入が減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

※減免には細かな基準が設けてあり、上記事由に該当しても判定基準に基づいて審査した結果減免非該当となる場合があります。

※徴収猶予は、6ヶ月以内の期間に限り行います。減免は、3ヶ月以内の期間に限り行います。

※(1)の事由により減免等の申請ができる期間は、災害の発生した日の属する月から起算して1年以内の期間です。

お手続き

以下の窓口に「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。また、書類の追加提出をお願いする場合

があります。

- (1) 資格確認書又はマイナ保険証（資格情報のお知らせ）
- (2) 収入が分かる書類（給与明細書、離職票、年金額確定通知等）
- (3) 預貯金通帳
- (4) 家賃証明（家賃の支払いがある場合）
- (5) その他、事由に応じた提出物

（下記のいずれかの書類）

《所有かつ居住する住家が全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした方の場合》

- ・り災証明書

《被保険者が資産に重大な損害を受けた場合》

- ・被害金額が財産価格の1/3以上の損害を受けたことが分かる書類

《被保険者が死亡した場合》

- ・死亡診断書、死体検案書、死亡診断書に準じる医師による証明書

《被保険者が身体障がい者となった場合》

- ・身体障害者手帳

《被保険者が業務を廃止・休止した方の場合》

- ・公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）

《被保険者が病気などで失職し、現在収入がない方の場合》

- ・雇用保険の受給資格証、事業主等による証明、医師の診断書等

■お問合せ先

国保年金課 096-328-2290

5-12 後期高齢者医療保険料の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

豪雨被害により支払いが困難になった後期高齢者医療の保険料について、被害状況に応じて減免が受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①～④のいずれかに該当する後期高齢者医療制度の被保険者。

- ① 被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。

被害区分	損害の程度	申請
全壊（流出を含む）・全焼	5/10	可
半壊・半焼・大規模半壊	3/10	可
一部損壊・部分焼・床下浸水	3/10以下	不可

- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。

対象保険料

令和7年8月～令和8年7月までの保険料

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
国保年金課（郵送）	096-328-2290
	〒860-8601
	熊本市中央区手取本町1番1号

■必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ① 申請書
- ② 資産価値のわかるもの
- ③ 損害の程度及び内容がわかるものの写し（り災証明等）
- ④ 損害補填額のわかるものの写し（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ⑤ 確定申告書または前年中の所得がわかる書類の写し（市県民税「所得・課税」証明書等について、申請者が最近税申告を行ったなど、最新の税務情報が未反映の可能性のある場合）
- ⑥ 医師の診断書の写し
- ⑦ 入院証明書の写しや入院がわかるものの写し
- ⑧ 死亡した事実がわかるものの写し
- ⑨ 障害手帳または障害の程度がわかる証書の写し
- ⑩ 申請年の給与支払証明書等支払額がわかるものの写し
- ⑪ 年金証書または年金振込通知書の写し
- ⑫ 失業、退職又は解雇された理由の分かるもの
- ⑬ 事業を休廃止したことが分かるもの
- ⑭ 申請年の収入額がわかるものの写し
- ⑮ 雇用保険の受給資格の分かるもの
- ⑯ 年金額改定通知書の写し（離職による額改定があった場合のみ）
- ⑰ 借入残高証明書等の写し
- ⑱ 災害による農作物等の不作、不漁等の事実を証明する書類の写し
- ⑲ 平年における当該農林漁業生産物の収入額がわかる書類の写し（過去5か年分の確定申告書など）

※要件①の場合は、①・②・③・④・⑤の書類

要件②の場合は、①・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪の書類

要件③の場合は、①・⑤・⑪・⑫・⑬・⑭・⑮・⑯・⑰の書類

要件④の場合は、①・④・⑤・⑱・⑲の書類

の書類が必要となります

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128

北区役所区民課 096-272-6905
国保年金課 096-328-2290

5-13 後期高齢者医療一部負担金の減免

国保年金課 096-328-2290

各区役所区民課

豪雨被害により支払いが困難になった一部負担金について、減免を受けられる場合があります。減免を受けるには申請が必要です。

対象となる方

次の要件①、②、③、④又は⑤のいずれかに該当する状態となり、生活が困窮し、一部負担金の支払いが困難と認められる後期高齢者医療制度の被保険者

- ① 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。
- ② 被保険者の属する世帯の世帯主が干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により著しく収入が減少したこと。
- ③ 被保険者の属する世帯の世帯主が事業又は業務の休廃止、失業等により著しく収入が減少したこと。
- ④ 被保険者の属する世帯の世帯主が重篤な疾病又は負傷により死亡し、心身に重大な障害を受け、又は長期入院したこと（ただし、当該世帯が当該被保険者のみの世帯である場合を除く。）
- ⑤ 全各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

申請期限

令和7年10月31日（金）（特別な理由がない場合）

お手続き

■申請受付窓口

中央区役所区民課 096-328-2278
東区役所区民課 096-367-9125
西区役所区民課 096-329-1198
南区役所区民課 096-357-4128
北区役所区民課 096-272-6905
国保年金課（郵送） 096-328-2290
〒860-8601
熊本市中央区手取本町1番1号

■受付時間

平日 午前9時～午後4時30分

■必要なもの

※申請内容によって提出書類が違います。詳しくはお問い合わせください。

- ①生活状況申告書及び収入状況申告書
- ②給与証明書
- ③ 後期高齢者医療資格確認書
- ④ 申請書
- ⑤ り災証明書
- ⑥ 死亡診断書、死体検案書。死亡診断書に準ずる医師による証明書
- ⑦ 医師の診断書
- ⑧ 警察に提出した行方不明の届出の写し等
- ⑨ 公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- ⑩ 雇用保険の受給資格証、事業主等による証明
- ⑪ 預貯金等申告書
- ⑫ 医療機関の領収書
- ⑬ 世帯状況申告書
- ⑭ 同意書
- ⑮ 申立書

■お問合せ先

中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
国保年金課	096-328-2290

5-14 国民年金保険料の免除

国保年金課 096-328-2280
各区役所区民課
各総合出張所

国民年金第1号被保険者で、被災された方について、年金保険料納付が免除とな

る場合があります。

対象となる方

国民年金第1号被保険者で被災により住家・家財などに2分の1以上の損失があった国民年金保険料の納付が困難な方。

※保険などによる補てんがある場合はその分を控除。

※り災証明書（コピー可）もお持ちいただければ参考にさせていただきます。

お手続き

■申請窓口

各区役所区民課、各総合出張所

■必要なもの

- (1) 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（窓口に用意しています）
- (2) 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届（窓口に用意しています）
- (3) り災証明書（コピー可）・被害金額が分かる書類（保険金等が支給された場合）
- (4) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）

■お問合せ先

熊本西年金事務所	096-353-0142（自動音声案内「2」→「2」）
中央区役所区民課	096-328-2278
東区役所区民課	096-367-9125
西区役所区民課	096-329-1198
南区役所区民課	096-357-4128
北区役所区民課	096-272-6905
河内総合出張所	096-276-1111
天明総合出張所	096-223-1111
城南総合出張所	0964-28-3111
託麻総合出張所	096-380-3111
幸田総合出張所	096-378-0172
清水総合出張所	096-343-9161
龍田総合出張所	096-338-2231
芳野分室	096-277-2001
国保年金課	096-328-2280

5-15 定期予防接種の機会の確保

感染症予防課 096-364-3189

豪雨災害により被災し、対象年齢内に定期予防接種を受けることができなかった方については、以下に該当する場合、公費負担により接種が受けられます。

対象となる方

災害その他これに類する事由が発生したことによりやむを得ず定期予防接種を受けることができず、対象年齢を超えてしまった方

■ 対象期間

被災した日の翌日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症及び带状疱疹については、1年）

※ ロタウイルスワクチンは対象外です

※ ただし、五種混合・四種混合ワクチンは15歳まで、結核（BCG）ワクチンは4歳まで、ヒブワクチンは10歳まで、小児の肺炎球菌ワクチンは6歳までの年齢制限があります

■ お問い合わせ・申請受付窓口

感染症予防課 096-364-3189

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1-1 ウェルパルクまもと4階

■ 必要なもの

り災証明書（コピー可）

※ 事前に手続きをお願いいたします。詳しくは、感染症予防課にお尋ねください。

5-16 介護保険料の減免

介護保険課 096-328-2347

災害等により住宅・家財等の財産について、著しい損害を受けたことが原因で、介護保険料の納付が困難になった場合、申請により介護保険料を減免できる場合があります。詳しくは各区役所の福祉課までお問い合わせください。

要件

- 世帯主又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、災害等により、その財産について著しい損害（保険金及び損害補償等で補填されたものを除く。）を受けた場合。
- 当該第1号被保険者の属する世帯の賦課期日所属年の前年の合計所得金額が600万円以下である場合。

減免割合

- (1) 災害（水害を除く火災、地震等）により、著しい損害を受けた場合
（規則第13条第1項第1号）

損害程度	当該年度の被保険者区分	減免割合
2割以上 (半壊・半焼以上)	保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
	保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

- (2) 水害により、床上浸水以上の損害を受けた場合（規則第13条第1項第2号）

当該年度の被保険者区分	減免割合
保険料所得段階が第1段階～第3段階	10分の10
保険料所得段階が第4段階～第11段階	10分の4

減免対象額

- 減免の対象となるのは、減免申請日以降に納期（特別徴収の場合、年金振込日）の到来する保険料の額（規則第15条第1項）。減免申請日を遡っての減免はできない。

減免対象期間の終期

- 災害減免の場合、当該年度を超えて減免することができる。減免対象期間の終期は、当該事由の発生した翌月から12か月目とする（規則第15条第2項）。なお、減免申請は年度ごとに必要。

お手続き

■申請窓口

各区役所福祉課

■手続きに必要なもの

【提出書類】 ※委任状以外は全て必須

提出書類	備考
減免申請書	申請者一人につき 1 枚
収入等の調査に関する同意書	1 世帯につき 1 枚
り災証明書（写し可）	交付場所 住家（風水害）…福祉課・総合出張所
被害箇所の状況が分かるもの （写真等）	損害程度の判定に使用（※り災証明書で損害の程度が判断できない場合のみ提出が必要）
委任状	同一世帯以外の方が申請する場合は必要

※ 申請書・同意書の様式は熊本市ホームページに掲載しています。

※ 水害で、他市町村で被災している場合…り災証明書の発行自治体に確認する。

※ 減免を判定する上で上記必要書類以外の書類を提出していただく場合がございますので、予めご了承ください。

■郵送による申請

【送付先】

- ・中央区にお住まいの方 〒860-8618 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
中央区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・東区にお住まいの方 〒862-8555 熊本市東区東本町 16 番 30 号
東区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・西区にお住まいの方 〒861-5292 熊本市西区小島 2 丁目 7 番 1 号
西区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・南区にお住まいの方 〒861-4189 熊本市南区富合町清藤 405 番地 3
南区役所福祉課 高齢福祉班 宛
- ・北区にお住まいの方 〒861-0195 熊本市北区植木町岩野 238 番地 1
北区役所福祉課 高齢福祉班 宛

■お問合せ先

介護保険課	096-328-2347
中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-17 介護保険サービス利用料の減免

介護保険課 096-328-2347

災害等の特別な事情があることにより、介護保険サービス利用料の負担が特に困難だと認められる方に対して、介護（介護予防）サービスの自己負担分（1割～3割負担に限る）を軽減することができます。

対象となる方

- (1) 本人または世帯の生計を維持する者が、**災害**などにより、住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた方。※水害の場合は床上浸水以上の場合に限りです。
- (2) 世帯の生計を維持する者が**死亡・長期入院**などをしたことで、収入が著しく減少した方。
- (3) 世帯の生計を維持する者の収入が、事業の休廃止や失業などにより、著しく減少した方。
- (4) 世帯の生計を維持する者の収入が、**農作物の不作、不漁**などにより、著しく減少した方。

お手続き

以下の窓口で「必要なもの」を持ってお越しいただき、申請書等の記入を行っていただきます。

■申請受付窓口

中央区役所福祉課	096-328-2311
東区役所福祉課	096-367-9127
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請には、下記の書類等が必要です。

- (1) 介護保険利用料減免申請書（区役所の窓口にあります）
- (2) 介護保険被保険者証（写し可）
- (3) 委任状（同一世帯以外の方が申請の時）
- (4) その他、事由に応じた提出物（下記のいずれかの書類）
【災害により住宅・家財などの財産に著しい損害を受けた】

- ・り災証明書、その他損害の内容や程度等を確認できるもの
【世帯の生計を維持する者が死亡・長期入院などをした】
- ・埋火葬許可証等、診断書やそれに準じる医師による証明書等
【世帯の生計を維持する者が事業を休廃止または失業した】
- ・給与支払い証明書、休業損害証明書、離職証明書、源泉徴収票、雇用保険受給者証等

■お問合せ先

介護保険課 096-328-2347

5-18 市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額

障がい福祉課 096-361-2519

こころの健康センター 096-366-1171

こども支援課 096-328-2158

自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業を利用している又は今後利用しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で利用者負担額を算出します。場合によっては、利用者負担額を減額することがあります。

対象となる方

以下の制度を利用している方又は今後利用しようとしている方で、市民税の減免を受けた方

1. 自立支援医療（更生医療、精神通院、育成医療）
2. 補装具、日常生活用具給付事業

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方又は減免申請中の方は、次の連絡先へお問い合わせください。

■申請窓口・お問合せ先

対象サービス	申請窓口	お問合せ先
補装具	各区役所福祉課・総合出張所	障がい福祉課 096-361-2519
日常生活用具		
自立支援医療（更生医療）		
自立支援医療（精神通院）		こころの健康センター 096-366-1171
自立支援医療（育成医療）	各区役所保健こども課	こども支援課 096-328-2158

5-19 保育所等利用者負担額（保育料）の減免

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から1年間、利用者負担額（保育料）の減免を受けることができます。

対象となる方

被災時に在園（0歳～2歳クラス）していた方で、災害により所有する住宅に準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免
 被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免
 被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 災害証明書（コピー可）（後日提出可）
- (2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 利用者負担額減免申請書

■申請受付窓口

保育幼稚園課または各区役所保健こども課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

保育幼稚園課	096-328-2568
中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の10月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます
- 扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方
⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・住宅、家財
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋等）
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。

申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。

詳しくは、各区役所保健こども課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年の所得について再確認を行います。

災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-21 特別児童扶養手当などの災害特例措置

各区役所福祉課

豪雨災害により住宅・家財等の財産について、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合に、その損害を受けた月から翌年の7月までの手当については、所得による支給制限を適用せず、全額支給する特例措置があります。

対象となる方

- 受給資格者本人の所得制限により一部支給停止又は全部支給停止になっている方で、本人又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 受給資格者本人の所得による支給制限が解除されます

- 配偶者及び扶養義務者（同居の直系親族等）の所得制限により全部支給停止になっている方で、当該扶養義務者又はその扶養親族が所有する財産に損害を受けた方

⇒ 扶養義務者の所得による支給制限が解除されます

【被災財産の種類】

- ・ 住宅、家財
- ・ 主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋（店舗、工場、倉庫、納屋など）
- ・ 機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く）

お手続き

適用を受けるには、「被災状況書」の提出が必要です。
申請できる状況になりましたらすみやかに提出をお願いします。
詳しくは、各区役所福祉課へお問い合わせください。

※ ご注意いただきたい点

災害を受けた年（令和7年）の所得について再確認を行います。
災害を受けた年の所得が、法令で定める所得制限の額以上であった場合には、特例として支給された手当の一部または全部を返還していただくこととなります。

■お問合せ先

中央区役所福祉課	096-328-2313
東区役所福祉課	096-367-9177
西区役所福祉課	096-329-5403
南区役所福祉課	096-357-4129
北区役所福祉課	096-272-1118

5-22 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予

こども家庭福祉課 096-366-3030
各区役所保健こども課

熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付を償還中の方で、償還が困難な方については、償還を猶予できる場合があります。

対象となる方

大雨にかかる災害による被災者

お手続き

■相談・申請窓口

- ・熊本市母子父子相談室（午前9時30分～午後4時 ※月曜・祝日休み）
熊本市中央区大江6丁目 1-85（中央区まちづくりセンター大江交流室内）
096-372-1228
- ・各区役所保健こども課（午前8時30分～午後5時15分 ※土日・祝日休み）

中央区役所保健こども課	096-328-2421
東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

■必要なもの

償還の猶予を受けるには、状況に応じ、り災証明書や医師の診断書、雇用関係の喪失が分かる資料等を添付のうえ、申請が必要です。

■お問合せ先

こども家庭福祉課	096-366-3030
熊本市母子父子相談室	096-372-1228
中央区役所保健こども課	096-328-2421

東区役所保健こども課	096-367-9130
西区役所保健こども課	096-329-6838
南区役所保健こども課	096-357-4135
北区役所保健こども課	096-272-1104

5-23 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免

放課後児童育成課 096-328-2277

準半壊以上の被害を受けられた方は、災害の発生した翌日から令和8年3月31日までを対象期間として、利用者負担金の減免を受けることができます。

対象となる方

公営の児童育成クラブをご利用で、災害により所有する住宅に準半壊以上の被害を受けられた方

減免の割合

被害の程度が「全壊」の場合	利用者負担金：100%減免
被害の程度が「半壊以上、全壊未満」の場合	利用者負担金：50%減免
被害の程度が「準半壊」の場合	利用者負担金：30%減免

お手続き

■申請窓口

放課後児童育成課（郵送・持参）又は各児童育成クラブ

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) 減額免除申請書（申請書は上記「■申請窓口」にあります）
- (2) り災証明書（住家） ※写し可

■お問合せ先

放課後児童育成課 096-328-2277

5-24 熊本市奨学金貸付金の返還の猶予

学務支援課 096-328-2716

熊本市奨学金貸付金を返還中の奨学生のうち、豪雨災害で住家を被災され返還が困難な方は、返還を猶予することができます。

※ 返還すべき元金が免除されるものではありません。猶予期間終了後は返還が必要となります。

対象となる方

奨学生本人

※ 申請時点で未納がない方

※ 対象以外の方につきましても、返還のご相談等を承りますので、下記までご連絡ください。

お手続き

熊本市奨学金返還猶予申請書およびり災証明書（写し可）を持参か郵送でご提出ください。

■提出書類

- ・熊本市奨学金返還猶予申請書
- ・り災証明書（写し可）

■申請受付窓口

熊本市教育委員会事務局学務支援課

■受付時間

8時30分から17時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

■返還を猶予できる期間

豪雨が発生した日（令和7年（2025年）8月10日）以降で、猶予決定の日の属する月から令和8年（2026年）7月まで（最長）。

※ 返還期限が到来した返還金及び返還済みの返還金は猶予の対象となりません。

※ 返還金の納付が確定した後に申請が行われた際には、当該申請月の返還猶予ができない場合があります。

■お問合せ先

（担当課名）学務支援課 （電話番号）096-328-2716

5-25 市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額額の減額

こども支援課 328-2158

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方は、減免後の税額で自己負担上限月額を算出します。場合によっては、自己負担上限月額を減額することがあります。

対象となる方

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方又は今後申請しようとしている方で市民税の減免を受けた方

お手続き

制度を利用するためには申請が必要です。市民税の減免を受けた方は、下記の窓口へご申請ください。

■申請窓口

各区役所保健こども課

- ・中央区役所保健こども課 096-328-2419
- ・東区役所保健こども課 096-367-9134
- ・西区役所保健こども課 096-329-1147
- ・南区役所保健こども課 096-357-4138
- ・北区役所保健こども課 096-272-1128

■必要なもの

申請には、以下の書類が必要です。

- (1) 変更申請書
- (2) 受給者証の写し
- (3) 市民税が減額されたことが分かる書類の写し
- (4) 本人確認ができるもの

■お問合せ先

こども支援課 096-328-2158

5-26 児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免

児童相談所 096-366-8181

児童福祉法の規定に基づく、児童養護施設等や障害児入所施設への措置に関し、負担金の納入義務がある方は、申請により、負担金を減免できる場合があります。

対象となる方

納入義務者が次のいずれかに該当するとき。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 失業、疾病、災害等により、前年度に比較し、所得が著しく減少し、又は不時のやむを得ない支出により、負担金の納入が困難であると認められるとき。
- (3) 災害その他特別の事情により市長が特に必要と認めるとき。

お手続き

■申請窓口

児童相談所

■受付時間

受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- ・減免申請書
- ・り災証明書（写し可）

※その他状況確認のための書類をお願いする場合があります。

詳しくは、児童相談所までお問合せください。

5-27 未就学児を対象とした受け入れ

保育幼稚園課 096-328-2568
各区役所保健こども課
教育委員会指導課 096-328-2721

今回の災害で被災されたことに伴い、災害復旧のために保育を必要とされる未就学のお子さんを対象に、保育施設等への受け入れを実施いたします。

一時的な避難のため熊本市へ住民票を異動しない場合でも、利用できます。

対象となる方

- ①認可保育所等（保育所、認定こども園等）の利用 ※保育所部分
 - ②私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）の利用支援
 - ③市立幼稚園への受け入れ
- ※②③については、年齢制限があります

利用料

被害の程度により、利用者負担額（保育料）が減免されます。

被害の程度が「全壊」の場合 利用者負担額（保育料）：100%減免

被害の程度が「半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：50%減免

被害の程度が「準半壊」の場合 利用者負担額（保育料）：30%減免

※副食費等の実費相当額は利用者負担

※②③については、被害の程度に関係なく、利用料は無償です

利用期間

災害復旧に要する期間

お手続き

■必要なもの

申請時には、下記の書類等が必要です。

- (1) り災証明書（コピー可）（後日提出可） ※②③の場合は不要
- (2) 本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）（後日提出可）
- (3) 教育・保育給付支給認定申請書兼保育施設等利用申込書

■申請受付窓口

- ①②保育幼稚園課または各区役所保健こども課
- ③教育委員会事務局指導課

■受付時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

■お問合せ先

①②に関すること

保育幼稚園課 096-328-2568

中央区役所保健こども課 096-328-2421

東区役所保健こども課 096-367-9130

西区役所保健こども課 096-329-6838

南区役所保健こども課 096-357-4135

北区役所保健こども課 096-272-1104

③に関すること

教育委員会事務局指導課 096-328-2721

5-28 被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について

教育委員会学務支援課 096-328-2716

令和7年豪雨にて罹災された児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について、以下のように、対応を行います。

対象となる児童生徒

豪雨被害により居住地を離れて避難されている児童生徒で、熊本市立小・中学校への通学を希望される方。

お手続き

■指定校変更・区域外就学許可

下記のような場合において、申し立てをいただくと期間等を相談の上、許可を行います。

- ①校区外に転居した場合
- ②市外へ転居した場合
- ③市外からの転入の場合

■申請受付窓口

教育委員会事務局 学務支援課 就学班 096-328-2716

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

■必要なもの

- ・本人を確認できるもの（保険証など）
- ・熊本市内の避難先の住所を確認できるもの（同居証明書など）
- ・り災証明書（コピー可、後日提出可）

5-29 電気料金等の特別措置について（九州電力）

九州電力株式会社

特別措置の内容

- 電気料金の支払期日の延長
 - ・ 電気料金の支払期日を1か月延長します。
- 不使用月または不使用日の電気料金の免除
 - ・ 電気を全く使用されない場合は、電気料金を頂きません。
 - ・ 災害で電気設備がご使用できなくなった場合は、ご使用できない設備の基本料金を頂きません。
- 工事費負担金等の免除
 - ・ 家屋等の復旧のために電気をご使用される場合の工事費を頂きません。
 - ・ 引込線、計量器などの取付位置を変更される場合の工事費を頂きません。

対象となる方

- 災害救助法が適用された地域において、住宅等に被害を受けられたお客さま
〈特別措置の対象地域(熊本県)〉
熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、下益城郡美里町、
玉名郡玉東町、玉名郡長洲町、八代郡氷川町
(注) 上記以外の市町村に本災害における災害救助法が適用された場合は、当該市町村も特別措置の対象といたします。

お手続き

- 特別措置の適用にはお手続きが必要です。詳しい内容については、最寄りの九電ネクスト営業所までお問合せください。

なお、お手続きには、罹災証明書など被害状況が確認できるものが必要となります。

■ 申請受付窓口(九電ネクスト営業所)

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・ 玉 名営業所：0120-761-382 | ・ 宇 城営業所：0120-761-386 |
| ・ 大 津営業所：0120-761-383 | ・ 八 代営業所：0120-761-387 |
| ・ 熊本西営業所：0120-761-384 | ・ 天 草営業所：0120-761-388 |
| ・ 熊本東営業所：0120-761-385 | ・ 人 吉営業所：0120-761-389 |

※ 営業所は、九州電力㈱から委託を受けた九電ネクスト㈱が運営しています。

5-30 放送受信料の免除について（NHK）

NHK

このたび、「令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」により災害救助法が適用された区域内で、お住まいに被害（全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、全焼、半焼、床上浸水）を受けられた方は、受信料が全額免除になります。

免除の申請には、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」が交付されましたら、免除申請のお手続きをお願いいたします。

免除の範囲と免除の期間

免除の範囲	免除の期間
災害救助法が適用された区域内において半壊、半焼または床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約	令和7年8月から令和7年9月まで 〔2か月間〕

※ 免除の申請方法等の詳細は、以下の「お問合せ先」へお問合せください。

お問合せ先

■ナビダイヤル

0570-077-077 平日 午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

■NHK 熊本放送局 経営管理企画センター（開発推進）

096-326-8202 平日 午前10時～午後5時

〒860-8602 熊本市中央区花畑町5-1

お手続き方法

▼NHK ホームページでのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、入力フォームへ必要事項を入力の際は、「り災証明書の画像データ」をアップロードしてください。

▼郵送でのお手続き

スマートフォンなどで右側の二次元コードを読み取り、「郵送で申請される場合」見出しから「放送受信料免除申請書」をご印刷いただき、必要事項をご記入のうえ、「り災証明書の写し（コピー）」を添えて、NHK 溝口事務センター 災害免除担当までお送りください。

受信料の窓口



6. 事業者に関すること

6-1 被災事業者復旧支援補助金の交付

経済政策課 096-328-2986

豪雨災害により浸水等の被害を受けた事業者に対して、事業所の消毒費を対象に補助を行います。

対象となる方

令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本市商業金融課が発行する「り災証明書」を取得している事業所の所有者又は使用者

補助額等

補助上限額：1事業所あたり5万円

補助率：補助対象経費の2分の1以内

補助対象経費

外注した業者に支払った経費、消毒液及び塗布用具の購入経費

※他制度において補助を受けた経費、消費税及び地方消費税、保険金の支払を受けた経費は除きます。

お手続き

■申請方法

市役所8階経済政策課へ持参・郵送、電子申請（LoGo フォーム）

■受付期間

令和7年（2025年）10月1日～令和8年（2026年）2月28日

■受付時間

月～金曜日（祝日除く）9時から17時（経済政策課へ持参の場合のみ）

■必要なもの

- ・熊本市被災事業者復旧支援補助金交付申請書及び実績報告書
- ・誓約書及び同意書
- ・熊本市商業金融課が発行するり災証明書
- ・消毒を実施したことによる支払を証明する書類（領収書）
- ・通帳の写し

※様式は熊本市ホームページからダウンロードしてください。

LoGo フォーム



問い合わせ先

経済政策課 096-328-2986

6-2 令和7年8月大雨対応融資利子補給事業

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害により被害を受けた事業者の資金繰り支援のため、対象とする融資に係る利子の一部を補助します。

対象となる方

- (1) 令和7年8月10日からの大雨による被害について熊本県内の自治体が発行する「り災証明書」を取得している事業者
- (2) 熊本市内で事業を営んでいる方

対象となる融資

以下のいずれかの熊本県制度融資による借入を対象とする

- (1) 金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）
- (2) 金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分））

実施期間

上記「対象となる融資」の取扱開始日から令和7年12月末の融資実行分まで

補助の期間及び補助率

融資実行から3年間の利子の2分の1

※借換にかかる部分を除いた残高に対する利子を対象とする。

お手続き

■申請方法

商業金融課より市内対象事業者へ申請書を郵送します。申請書に必要事項を記入し、市役所8階商業金融課へ郵送又は持参にてご提出ください。

■受付期間

令和8年（2026年）2月28日まで（持参の場合、2月27日17時まで）

■受付時間

月～金曜日（祝日除く）8時30分から17時（商業金融課へ持参の場合のみ）

■必要なもの

申請書、り災証明書、通帳の写し等

■融資のお申込み

熊本県制度融資の取扱金融機関

問い合わせ先

商業金融課 096-328-2424

6-4 事業所からの災害ごみの処分費用減免

事業ごみ対策課 096-328-2362

事業所からの災害ごみについては、一般家庭のものと取り扱いが異なりますので、ご注意ください。

原則として市施設で受け入れ可能なものに限りです。

市施設でのごみ処理手数料が減免の対象になりますが、収集運搬費は減免対象になりません。

減免の対象となる災害ごみ

- (1) 可燃性のごみ（リサイクルできない紙類・段ボールを含む）
- (2) 不燃性のごみ（埋立ごみ、業務で使用していた小型家電類など）

窓口、連絡先

事業ごみ対策課：096-328-2362

所在地：中央区手取本町 1-1 本庁 7 階

メール：jigyougomitaisaku@city.kumamoto.lg.jp

可燃性のごみ、不燃性のごみの減免申請手続き

(1) 事前確認について

■相談時に必要なもの

- ・廃棄したいごみの写真

メールでご相談される場合は、その後の連絡を円滑に行うため、事業所名、事業所の所在地、連絡先の記載を必ずお願いいたします。

（事業ごみ対策課で、減免対象となるごみを確認後、申請手続きを行っていただきます。）

(2) 減免申請について

■申請の受付期間

当面の間

■申請の受付窓口

廃棄物計画課、各区総務企画課

■減免申請に必要な書類・把握いただきたい内容

- ・り災証明書（コピー）又はり災の状況がわかる写真

- ・搬入するごみが分かる写真（事業ごみ対策課にて事前確認を受けた写真）
- ・搬入に使用するすべての車両のナンバー（熊本〇〇〇あ〇〇-〇〇）
- ・搬入予定回数
- ・委任状（代理人が申請する場合）

（3）ごみの持ち込みについて

■持ち込み先

- ・可燃性のごみ：西部環境工場、東部環境工場
- ・不燃性のごみ、小型家電製品類：扇田環境センター

■受入期間

月曜日～土曜日 午前8時30分～午後4時30分

6-5 農業被害に関する相談

農業政策課 328-2403

豪雨災害により、被害を受けた農業者からの各種相談窓口を設置します。

対象となる方

- ・農業を営まれている方

相談窓口

■相談の内容

- ・農作物の被害に関する相談
- ・農業用施設の被害に関する相談
- ・農業用機械の被害に関する相談
- ・資金繰りに関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター農業振興課	096-272-1117
北東部農業振興センター農業振興課東農業振興室	096-367-9137
西南部農業振興センター農業振興課	096-329-1158
西南部農業振興センター農業振興課河内農業振興室	096-276-1114
西南部農業振興センター農業振興課南農業振興室	0964-28-3115
農業支援課	096-328-2384

■相談の内容

- ・農地の被害に関する相談
- ・土地改良施設の被害に関する相談

窓口	電話番号
北東部農業振興センター基盤整備課	096-272-1145
西南部農業振興センター基盤整備課	096-329-1168
農地整備課	096-328-2953

■受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日（祝日除く）

6-8 事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談

食品保健課
健康危機管理課

食品関係事業者

熊本市内で営業を行う食品関係事業者等の施設、使用水、器具の消毒など食品に関する衛生相談を受け付けています。

■相談内容

- ・被害を受けた食品関係施設の衛生管理や営業再開に向けた対応等に関すること

■食品衛生に関する相談窓口

食品保健課 096-364-3188

■受付時間

午前8時半～午後5時（土・日・祝日を除く）

消毒業者への依頼が必要な場合

熊本市内で営業を行う事業者等の店舗、設備の消毒で消毒業者へ依頼が必要な場合、熊本市と災害時の防疫活動に関する協定を締結している団体をご紹介します。

熊本県害虫消毒協同組合 連絡先：096-368-8900

熊本県ペストコントロール協会 連絡先：096-337-6803

*金額や対応時期などについては、直接お尋ねください。

6-9 中小企業者向け特別相談窓口

商業金融課 096-328-2424

豪雨災害に伴い、経営等への影響を受ける市内中小企業の資金繰り支援（市制度融資）や、経営に関する相談窓口を設置しました。

対象となる方

熊本市内で事業を営む方

相談窓口

(1) 金融（市制度融資）に関する相談

開設場所：熊本市経済観光局産業部商業金融課

所在地：熊本市中央区手取本町 1-1 8階

受付時間：平日 8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く）

電話：096-328-2424

(2) 経営に関する相談

開設場所：くまもと森都心プラザ ビジネス支援施設 XOSS POINT.

所在地：熊本県熊本市西区春日 1丁目 14-1 くまもと森都心プラザ 2階

受付時間：月曜～土曜 10時～19時／日曜、祝日 10時～17時（第3水曜日（休館日）と年末年始を除く）

電話：096-355-7402

備考：ご相談については、あらかじめのご予約をお勧めします。

6-10 社会保険労務士による労働相談

雇用対策課 096-328-2377

市民の皆様が抱えている悩み解決を支援するために、無料の労働相談窓口を設置しております。

■相談の具体例

- ・雇用保険・労災保険の給付等に関する相談
- ・労働条件や労務管理に関する相談
- ・労働保険料の納期限に関する相談
- ・健康管理・安全衛生に関する相談

対象となる方

熊本市にお住まいの方

相談窓口

本庁舎1階北側エレベーター近くの高年齢者無料職業相談コーナー内で実施。

■相談日

毎週水曜日（祝日を除く）

■時間

午後2時から5時まで

相談方法

熊本県社会保険労務士会に所属する社会保険労務士が面談によりお答えします。
労働相談会場入口左にある時間帯を記載した整理券（予約札）をお取りいただき、
整理券記載のお時間になりましたら労働相談会場にご入室ください。

問い合わせ先

096-328-2377

住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部 損壊
終了	1-1	り災証明書（住家）の発行※店舗兼住宅を含む	受付終了					
終了	1-2	被災届出証明書（住家以外の被害について）	受付終了（原則）					
	1-3	り災証明書の発行（店舗、事務所、工場等及び事業用設備）	/					
	1-4	り災証明書の発行（農水産業関係）	/					
	2-1	災害弔慰金の支給	/					
新規	2-2	災害義援金の支給（住家被害）	○	○	○	○	○	○
新規	2-2	災害義援金の支給（人的被害）	/					
	2-3	災害障害見舞金の支給	/					
	2-4	災害見舞金の支給	○	○	○	○	○	▲
終了	2-5	災害援護資金の貸付	受付終了					
	2-6	被災者生活再建支援金の支給	○	○	○	▲	×	×
	3-1	災害ボランティアの派遣	/					
終了	3-2	浸水した家屋の感染症対策（消毒液の配布）について	受付終了					
更新	3-3	被災した住宅の応急修理	▲	○	○	○	○	×
終了	3-4	被災住宅の障害物の除去	受付終了					

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	3-5	ひとり親家庭への貸付（住宅）						
新規	3-6	熊本市自宅再建利子助成事業	○	○	○	▲	×	×
新規	3-7	熊本市リバースモーゲージ利子助成事業	○	○	○	▲	×	×
更新	3-8	賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）の供与	○	▲	▲	▲	×	×
	3-9	建築確認申請・完了検査申請手数料等の免除	○	○	○	○	○	○
	3-10	開発許可申請等に係る手数料免除	○	○	○	○	○	○
	3-11	家屋が損壊された方への市営住宅の提供	○	○	○	○	×	×
新規	3-12	公営住宅入居助成	○	○	○	▲	×	×
新規	3-13	民間賃貸住宅入居支援助成制度	○	○	○	▲	×	×
新規	3-14	転居費用助成事業	○	○	○	▲	×	×
新規	3-15	止水板等設置補助金						
	3-16	災害復興住宅融資について（住宅金融支援機構）	○	○	○	○	○ 補修資金のみ	○ 補修資金のみ
終了	4-1	被服、寝具その他生活必需品の支給	受付終了					
終了	4-2	熊本市自家用車等被災者移動支援事業	受付終了					
終了	4-3	教科書及び学用品の支給	受付終了					
終了	4-4	畳替費用の助成（住民税非課税世帯対象）	受付終了					
終了	4-5	災害ごみについて	受付終了					
終	4-6	災害(水害)し尿の収集	受付終了					

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
了								
終了	4-7	災害時における飲用井戸水等の水質検査	受付終了					
	4-8	消費生活相談						
	4-9	障がい者の福祉用具の再給付						
	4-10	こころの健康相談						
	4-11	食品に関する衛生相談						
	4-12	外国人の方向けの相談窓口						
	4-13	無料法律相談（弁護士）						
	4-14	生活にお困りの方の相談は生活自立支援センターへ						
終了	4-15	令和7年8月大雨によるお困りごと「夜間」無料電話相談会	受付終了					
終了	4-16	災害サポート・レンタカーの無料貸出（日本カーシェアリング協会）	受付終了					
更新	5-1	市税の減免	○	○	○	○	×	×
	5-2	市税の納税の猶予						
新規	5-3	軽自動車等浸水被害特例給付金の支給						
	5-4	各種証明書の交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-5	マイナンバーカード等の再交付手数料の免除	○	○	○	○	○	○
	5-6	パスポートの発給手数料等の減免	○	○	○	○	▲	▲
	5-7	水道料金・下水道使用料の減免	○	○	○	○	○	▲
	5-8	水道料金・下水道使用料の減免（公営住宅等入居者向け料金免除）	市営住宅等の入居基準に準じる					
	5-9	農業集落排水処理施設使用料の	○	○	○	○	▲	▲

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
		減免等						
更新	5-10	国民健康保険料の減免	○	○	○	○	○	×
更新	5-11	国民健康保険医療費の一部負担金（窓口負担）の減免等	○	○	○	○	×	×
更新	5-12	後期高齢者医療保険料の減免	○	○	○	○	×	×
更新	5-13	後期高齢者医療一部負担金の減免	○	○	○	○	▲	×
	5-14	国民年金保険料の免除	/					
	5-15	定期予防接種の機会の確保	○	○	○	○	○	○
	5-16	介護保険料の減免	/					
	5-17	介護保険サービス利用料の減免	○	○	○	○	×	×
	5-18	市民税の減免に伴う自立支援医療、補装具、日常生活用具給付事業の自己負担額の減額	/					
	5-19	保育所等利用者負担額（保育料）の減免	○	○	○	○	○	×
	5-20	児童扶養手当の災害特例措置	/					
	5-21	特別児童扶養手当などの災害特例措置	○	○	○	○	×	×
	5-22	熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予	/					
	5-23	公営の児童育成クラブの利用者負担金の減免	○	○	○	○	○	×
	5-24	熊本市奨学金貸付金の返還の猶予	○	○	○	○	○	○
	5-25	市民税の減免に伴う小児慢性特定疾病医療支援の自己負担上限月額額の減額	/					
	5-26	児童養護施設等・障害児入所施設の措置費負担金の減免	▲	▲	▲	▲	▲	▲

更新等	項番	支援制度	り災証明書（住家）					
			全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
	5-27	未就学児を対象とした受け入れ	○	○	○	○	○	×
	5-28	被災児童生徒の指定校変更・区域外就学許可について	○	○	○	○	○	○
	5-29	電気料金等の特別措置について（九州電力）	/					
	5-30	放送受信料の免除について（NHK）	○	○	○	○	×	×
	6-1	被災事業者復旧支援補助金の交付	/					
	6-2	令和7年8月大雨対応融資利子補給事業	/					
終了	6-3	被災店舗移転支援事業	受付終了					
	6-4	事業所からの災害ごみの処分費用減免	/					
	6-5	農業被害に関する相談	/					
終了	6-6	農業用機械・施設等の復旧支援	受付終了					
終了	6-7	早期営農再開に必要な生産資材の調達への支援	受付終了					
	6-8	事業者の施設、使用水、器具の消毒に関する衛生相談	/					
	6-9	中小企業者向け特別相談窓口	/					
更新	6-10	社会保険労務士による労働相談	/					